

# 巻末資料

## 障害者の現況

(1) 手帳所持者数	135 ページ
(2) 障害程度区分認定	138 ページ

## 障害者計画改定・第一期障害福祉計画策定

○ 区民意見や要望の把握の状況	140 ページ
○ 団体ヒアリング・ご意見等まとめ	142 ページ
○ タウンミーティング・ご意見等まとめ	149 ページ
○ 「平成 17 年度区民意識意向調査」より	153 ページ
○ 練馬区障害者計画懇談会設置要綱	156 ページ
○ 練馬区障害者計画懇談会委員名簿	158 ページ
○ 障害者計画検討委員会設置要綱	159 ページ
○ 用語解説	161 ページ

## 第二期障害福祉計画策定

○ 団体ヒアリング・ご意見等まとめ	165 ページ
○ 事業所ヒアリング・アンケートまとめ	171 ページ
○ パブリックコメントによるご意見等まとめ	176 ページ
○ 障害者地域自立支援協議会でのご意見	185 ページ

## 障害者の現況

### (1) 手帳所持者数

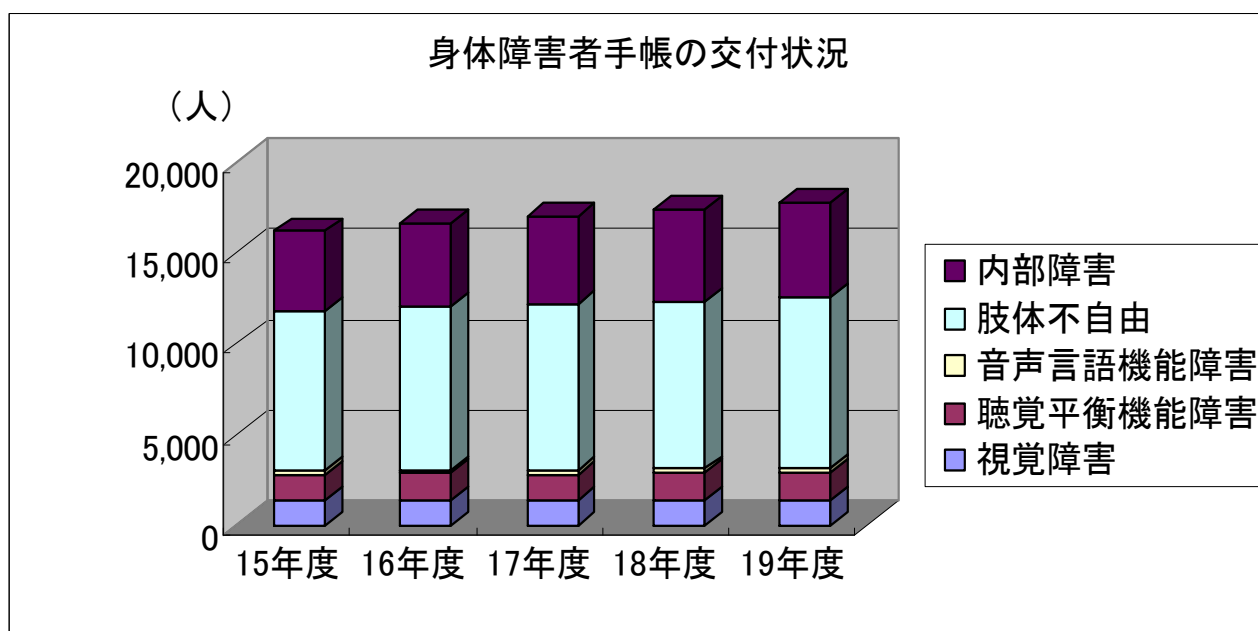
#### ① 身体障害者

身体障害者手帳の所持者は、平成 20 年 3 月末現在で 17,784 人となっています。

平成 15 年度からの 4 年間で 1,623 人増加しており、増加率は 10.0%となっています。

障害の部位では、肢体不自由が 9,380 人(52.7%)と最も多く、次いで内部障害が 5,233 人(29.4%)となっています。

なお、内部障害については、この 4 年間で 876 人(20.1%)の増となっており、全体比でも 27.0%から 29.4%への伸びがみられます。



	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	肢体不自由	内部障害	計
平成 15 年度	1,317 人	1,458 人	199 人	8,830 人	4,357 人	16,161 人
平成 16 年度	1,351 人	1,480 人	200 人	9,014 人	4,589 人	16,634 人
平成 17 年度	1,330 人	1,486 人	207 人	9,135 人	4,769 人	16,927 人
平成 18 年度	1,350 人	1,514 人	219 人	9,231 人	5,065 人	17,379 人
平成 19 年度	1,382 人	1,553 人	236 人	9,380 人	5,233 人	17,784 人

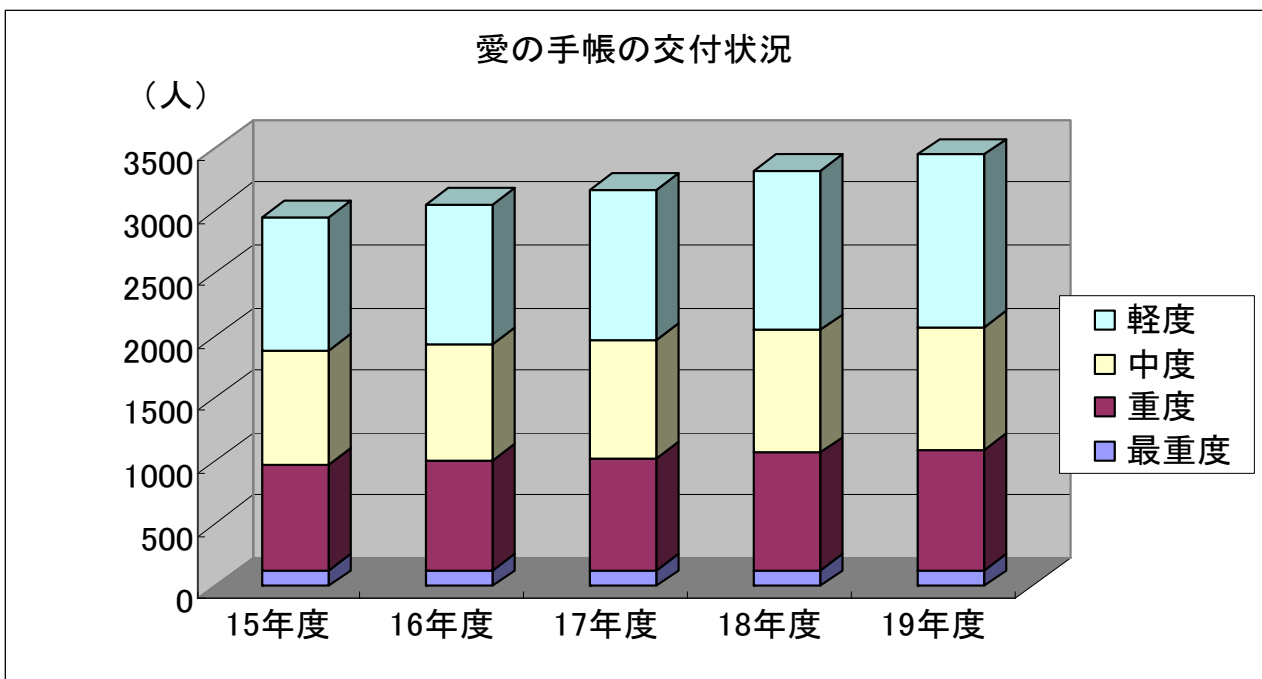
## ② 知的障害者

知的障害者（愛の手帳の所持者）数は、平成 20 年 3 月末現在で 3,449 人となっています。

平成 15 年度からの 4 年間で 503 人増加しており、増加率は 17.1%となっています。

障害程度別では、1 度、2 度の重度障害者が 1,096 人（31.8%）、3 度、4 度の中軽度障害者が 2,353 人（68.2%）となっています。

なお、軽度障害者については、この 4 年間で、316 人（29.9%）の増となっており、全体比・増加率とも軽度障害者の増加傾向がみられます。



	最重度	重度	中度	軽度	計
平成 15 年度	124 人	852 人	912 人	1,058 人	2,946 人
平成 16 年度	124 人	881 人	931 人	1,119 人	3,055 人
平成 17 年度	126 人	899 人	945 人	1,200 人	3,170 人
平成 18 年度	126 人	942 人	977 人	1,281 人	3,326 人
平成 19 年度	126 人	970 人	979 人	1,374 人	3,449 人

### ③ 精神障害者

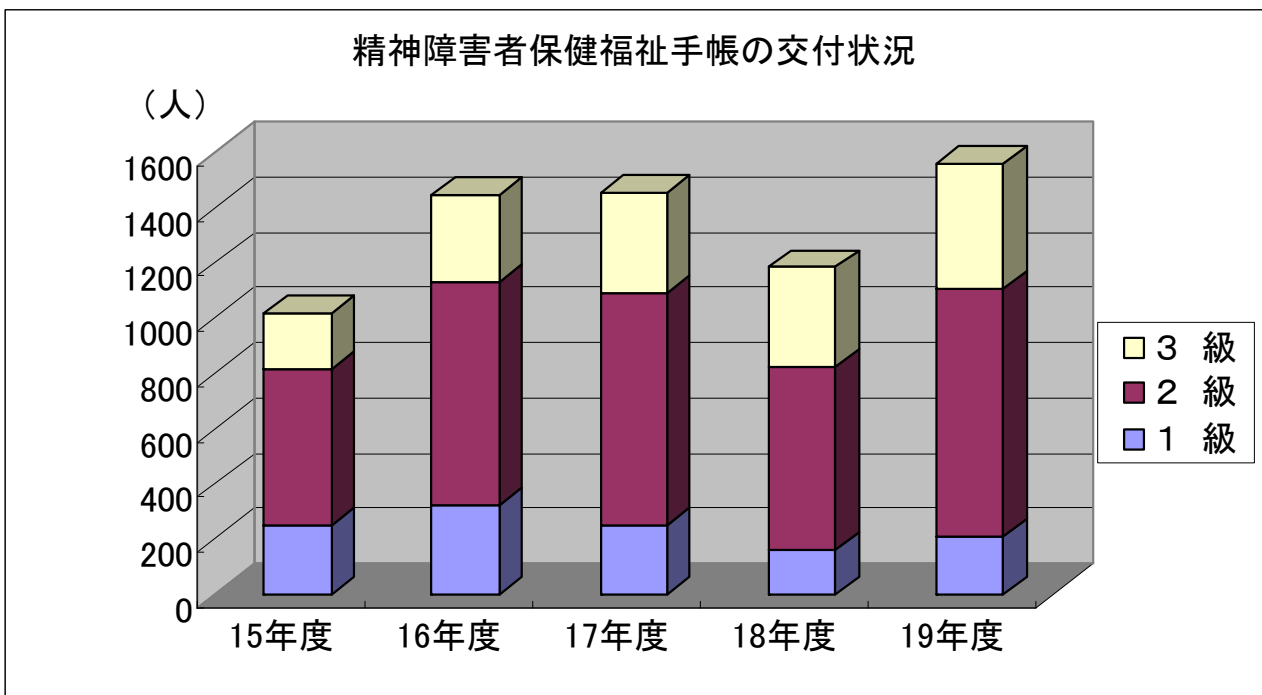
精神障害者保健福祉手帳の交付件数は、平成 19 年度は 1,556 人となっています。

平成 15 年度からの 4 年間で 536 人増加しており、増加率は 52.5%となっています。

障害の等級別では、2 級が 898 人（57.7%）と過半数を占めています。

手帳の有効期間は 2 年間であるため、平成 19 年度末現在の手帳所持者数は、平成 18 年度との合計で、2,740 人となっています。

また、自立支援医療費（精神通院）制度〔平成 18 年度からの新制度〕の平成 19 年度申請者数は、7,434 人となっています。



	精神障害者保健福祉手帳の交付				自立支援医療費 (精神通院)の 申請
	1 級	2 級	3 級	総 数	
平成 15 年度	249 件	567 件	204 件	1,020 件	4,119 件
平成 16 年度	324 件	807 件	318 件	1,449 件	3,262 件
平成 17 年度	251 件	840 件	364 件	1,455 件	3,615 件
平成 18 年度	164 件	663 件	357 件	1,184 件	8,346 件
平成 19 年度	210 件	898 件	448 件	1,556 件	7,434 件

※医療費助成の有効期間：平成 17 年度までは 2 年間、18 年度からは 1 年間

## (2) 障害程度区分認定

### ① 認定結果

#### 【平成 18 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体	0	39	89	66	35	48	126	403
知的	0	9	53	60	67	38	71	298
精神	0	15	91	69	10	2	0	187
合計	0	63	233	195	112	88	197	888

#### 【平成 19 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体	0	14	40	32	16	14	26	142
知的	0	9	29	42	51	28	22	181
精神	0	19	110	82	9	1	0	221
合計	0	42	179	156	76	43	48	544

### ② 支給決定数

#### 【平成 18 年度】

※平成 19 年 3 月実績

種類	訓練等 給付	介護給付							合計
		児童	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
居宅系	—	283	57	184	168	90	85	200	1,067
居住系	11	0	59	53	16	18	7	10	174
日中活動系	0	0	7	21	23	17	5	14	87
合計	11	283	123	258	207	125	97	224	1,328

#### 【平成 19 年度】

※平成 20 年 3 月実績

種類	訓練等 給付	介護給付							合計
		児童	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
居宅系	—	312	64	249	200	117	103	221	1,266
居住系	114	0	1	44	27	24	12	12	234
日中活動系	339	0	5	27	28	33	18	23	473
合計	453	312	70	320	255	174	133	256	1,973

③ 実利用人数

【平成 18 年度】

※平成 19 年 3 月実績

種類	訓練等 給付	介護給付							合計
		児童	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
居宅系	—	186	52	145	119	55	53	136	746
居住系	11	0	58	56	16	16	5	9	171
日中活動系	0	0	6	20	22	14	3	14	79
合計	11	186	116	221	157	85	61	159	996

【平成 19 年度】

※平成 20 年 3 月実績

種類	訓練等 給付	介護給付							合計
		児童	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	
居宅系	—	192	57	183	138	65	60	138	833
居住系	110	0	1	41	34	24	10	11	231
日中活動系	331	0	5	27	26	30	13	22	454
合計	441	192	63	251	198	119	83	171	1,518

## 障害者計画改定・第一期障害福祉計画策定時における区民意見や要望の把握

### ① 練馬区障害者計画懇談会

回	開催日	主な検討課題等
第1回	平成18年 4月6日	① 委員の委嘱 ② 座長・副座長の選出 ③ 現行障害者計画の進捗状況 ④ 障害者計画・障害福祉計画策定の趣旨 ⑤ 障害者計画策定のスケジュール
第2回	平成18年 6月7日	① 障害者計画の基本的な考え方について ② 団体ヒアリング、タウンミーティングの報告 ③ 訪問系サービスについて
第3回	平成18年 7月26日	① 障害者計画の基本理念について ② 居住系サービスについて ③ 入所(入院)者の地域移行について
第4回	平成18年 8月30日	① 日中活動の場について ② 就労促進について ③ 地域生活支援事業(区要綱)報告
第5回	平成18年 10月25日	① 地域生活と社会参加について ② 児童支援について
第6回	平成18年 11月22日	① 自立支援医療・地域医療について ② 福祉のまちづくりについて ③ 推進体制について ④ 練馬区障害者計画骨子(案)たたき台について
第7回	平成18年 12月20日	① 練馬区障害者計画懇談会報告書(案)について ② 練馬区障害者計画素案の(案)について

## ② 障害者団体ヒアリング

### (ア) 対象

障害者団体、養護学校PTA、障害者施設連絡会等 17団体

### (イ) 実施時期

平成18年5月10日～19日（意見・要望書に基づくヒアリング）

## ③ 障害者計画タウンミーティング『意見を聴く会』

### (ア) 参加者

障害当事者および家族の方、障害者福祉関係者、地域住民等 122人

### (イ) 日時・場所

日 時	場 所
平成18年5月25日（木） 午後6時30分～8時30分	関区民ホール
平成18年6月1日（木） 午後1時30分～3時30分	区役所 多目的会議室
平成18年6月6日（火） 午後6時30分～8時30分	光が丘区民ホール
平成18年6月10日（土） 午後1時30分～3時30分	勤労福祉会館 集会室

## ④ パブリックコメント等

### (ア) 計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）

募集期間 平成19年1月21日～2月9日

### (イ) 区民説明会

参加者合計 158人

日 時	場 所
平成19年1月27日（土） 午前10時～12時	光が丘区民ホール
平成19年1月31日（水） 午前10時～12時	区役所 多目的会議室
平成19年2月1日（木） 午前11時～午後1時	勤労福祉会館 集会室
平成19年2月2日（金） 午後2時～4時	関区民ホール



障害者計画改定のための団体ヒアリング・意見等まとめ

質問項目	事業	ご意見等
1 訪問によるサービスについて	ホームヘルプ	施設入所者が帰省した際に、居宅サービスが利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	ホームヘルプから見守りが無くなって困る。重度障害者にとっては死活問題。
	ホームヘルプ	入院時にも介護等必要。言語障害等あれば看護師を呼ぶことさえできない。その際には、慣れた介護者をつけて欲しい。
	ホームヘルプ	イベント参加、自立体験などの外出介護を認めて欲しい。外出の内容・時間帯等に制限をつけず、柔軟な対応をして欲しい。
	ホームヘルプ	入院時にホームヘルプを利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	障害者自立支援法になり、ホームヘルプサービスの時間が減るのではないかと不安である。
	ホームヘルプ	都重心委託事業で週5日通所ができない場合は、ホームヘルプの支給時間増を願いたい。
	ホームヘルプ	上限14時間では施設から地域に戻って自立生活をするのは不可能。
	ホームヘルプ	介護者のレベルアップを図るため、研修の紹介等情報提供して欲しい。
	ホームヘルプ	ホームヘルプの質等維持して欲しい。
	ホームヘルプ	介護職を正職員として長く続けられるように、介護報酬を出して欲しい。(アルバイトでは入れ替わりがあり障害者の生活が安定しない)
	行動援護	重度訪問介護のサービスが提供されない場合でも、社会生活維持のため行動援護サービスを付加して欲しい。
	緊急一時保護	重度重複障害に対応できる緊急一時保護を整備して欲しい。
	緊急一時保護	医療的ケアが必要な障害児を大泉つつじ荘の緊急一時を利用できるようにして欲しい。
	緊急一時保護	区内2大病院に、重度障害児者に対応できる緊急一時保護のベッドを設置して欲しい。
	緊急一時保護	練馬の東部地区に緊急一時施設を整備して欲しい。
	緊急一時保護	緊急一時施設をもう1ヶ所作って欲しい。
	緊急一時保護	家族に緊急事態が発生した時に、スムーズに利用できるシステム(利用状況の公開含む)にして欲しい。
	ショートステイ	高齢化した親の休養が取れるようにショートステイを見直してもらいたい。
ショートステイ	視覚障害者が利用できるショートステイを整備して欲しい。	
障害程度区分認定	区市町村審査会では、聴覚障害者の特性を理解し、聴覚障害者の意見を反映させて欲しい。	

	障害程度区分認定	障害程度区分の一次判定時には、家庭状況や社会生活を考慮してアセスメントして欲しい。
	障害程度区分認定	障害程度区分認定が実際のニーズに即したものになるよう配慮して欲しい。
2 日中活動の場について	作業所	民間作業所への運営費補助の継続をお願いしたい。
	作業所	報酬の日払いにより、作業所の経営に対し配慮願いたい。
	作業所	福祉作業所、福祉園を新設、増設して欲しい。
	作業所	小規模作業所等の位置づけは、障害者自立支援法の下ではどうなるか。
	福祉園	第8福祉園を建設して欲しい。
	福祉園	バスによる送迎機能を確保して欲しい。
	日中活動	日中活動の場の利用に、自己選択・自己決定できるようにして欲しい。
	日中活動	障害者が在宅とならないように、行き場と受け皿を作って欲しい。
	日中活動	日中活動の場を整備して欲しい。
	日中活動	小中学校統廃合後の空き施設利用に、養護学校卒業後の通所施設の整備を検討して欲しい。
	日中活動	新事業に移行する際、区のバックアップが欲しい。
	医療的ケア	都委託重心事業による医療的ケアの実施に期待している。
	医療的ケア	医療的ケアだけに着目せず、個人に必要な通所日数、活動等を確保して欲しい。
	医療的ケア	医療的ケアが必要なものにも、既存の施設を活用し、時間預かりに対応して欲しい。
	障害者集会所	障害者集会所を増設して欲しい。
スポーツ施設	障害者がスポーツをできるように、施設等整備して欲しい。	
スポーツ施設	豊玉・中村体育館を、疾病予防の観点から、トレーニング事業の実施や障害者に利便の良い施設整備をして欲しい。	
3 入所者・入院者の地域移行について	移行プログラム	地域での支援体制が確立されないと退院者の地域移行は進まない。日中活動の場、保健所の役割、地域の理解等が必要。
	移行プログラム	社会復帰施設・住宅が不十分なため入院が継続されてしまう。
	移行プログラム	入院先、入院期間は、自宅・地域・介護者の事情により選択できるようにして欲しい。
4 居住の場について	移行プログラム	体験学習（宿泊）の場を確保して欲しい。
	移行プログラム	グループホーム利用の前段階として、宿泊訓練施設を作って欲しい。
	グループホーム	グループホームを新設・増設して欲しい。
	グループホーム	公営住宅等を利用し、なお一層グループホーム増設に向けて支援願いたい。

4 居住 の場につ いて	グループホーム	身体障害者グループホームを設置・促進して欲しい。
	グループホーム	肢体不自由者のケアホームの制度化を図って欲しい。
	グループホーム	重症児者の場合、療育の観点からも支援できる施設でなければ地域移行は困難。
	グループホーム	医療的ケアが必要な者や重度重複障害者でも利用できるグループホーム・ケアホームを整備して欲しい。
	グループホーム	現在のグループホーム入居者が、今後グループホーム、ケアホームのどちらに移行するか不明で不安。障害程度区分により、利用したくてもできない場合がある。
	グループホーム	高齢障害者に配慮したグループホームやケア付住宅等設置、整備して欲しい。
	グループホーム	親の高齢化により、グループホームでの生活を支えられるか不安（経済面も含め）。
	個人情報	個人情報の取り扱いに留意して欲しい。グループホームの世話人が一括して収入認定申請・資産等確認するのは負担が大きい。
	入所施設	障害が重い者にとって、入所施設は必要である。（小規模化する必要はある）
	福祉住宅	公営住宅を、障害者単身、家族以外の同居人と入居できるようにして欲しい。
老人ホーム	知的障害者向けの老人ホーム、もしくは知的障害者を老人ホームで受け入れて欲しい。	
5 地域 生活と社 会参加に ついて	移動支援	通所目的の移送サービスを可能にして欲しい。
	移動支援	ガイドヘルプの業務に、簡単な読み書きは含まれるはずである。
	移動支援	入院時にガイドヘルプが使えないのはおかしい。
	移動支援	移動支援利用手続きを簡素化して欲しい。
	移動支援	通学時にヘルパー利用できるようにして欲しい。
	移動支援	施設への送迎にガイドヘルプを使えるようにして欲しい。
	移動支援	車椅子、ストレッチャー対応の福祉車両を増車して欲しい。
5 地域 生活と社 会参加に ついて	移動支援	研修会等参加の場合の、宿泊を伴うガイドヘルプは、支給量を別枠で考えて欲しい。
	移動支援	ガイドヘルプの支給量が減ると、社会参加が制限されてしまう。
	移動支援	社会参加を保障するため、移動支援の負担金を、区が負担して欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳派遣事業等は、現行通り東京手話通訳等派遣センターが行えるように都に要請して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記派遣事業実施のために、区で予算化して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記について、区民へのPRを行って欲しい。
	コミュニケーション支援	講演会等には、手話と要約筆記は必ず配置して欲しい。

5 地域生活と社会参加について	コミュニケーション支援	手話通訳・要約筆記の派遣について、今まで通り利用者負担無しとして欲しい。
	相談支援	電話相談を実施して欲しい。
	相談支援	相談事業に、聴覚障害者についての専門知識を持った職員を配置して欲しい。
	相談支援	歩行訓練士等視覚障害者への専門性を持った職員を採用し、相談等の事業に当たらせて欲しい。
	権利擁護	権利擁護、成年後見等制度の普及、充実を図って欲しい。
	権利擁護	利用者からは、事業者に苦情を言いにくい。使いやすい制度にして欲しい。
	地域生活支援	地域で活動している障害者団体に安定して活動できる場を提供して欲しい。
	地域生活支援	現行の青年学級に重症者も参加しやすい活動を取り入れた事業を創設して欲しい。
	地域生活支援	心身障害者青年学級の回数増をして欲しい。
	地域生活支援	日常生活支援機関を設置し、ホームヘルプの補完業務を行って欲しい。
	地域生活支援センター	地域活動支援センターを確保し、長期入院者や就労目的以外の利用者に対応して欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センターを整備して欲しい。
	地域生活支援センター	身障者地域生活支援センターを設置し、作業の場、交流等行えるようにして欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センター運営にあたり、専門性を持った人材の確保を図って欲しい。
	地域生活支援センター	地域生活支援センターのサービスの質を高めるため、運営委員会やスーパーバイザーの導入を図って欲しい。
	日常生活用具	パルスオキシメータ等を医師の意見書で日常生活用具の対象にして欲しい。
	日常生活用具	日常生活用具は現行の負担のまま。ガイドヘルプ等の負担もあり、区独自の減額を望む。
	日常生活用具	SPコードやCD録音機、パソコンの音声ソフトの購入等への補助を行い、普及に努めて欲しい。
	日常生活用具	摂食障害者の食事、投薬等の器具を日常生活の援助サービスで補助して欲しい。
	入浴サービス	機械入浴がある施設の入浴設備等を開放して欲しい。
入浴サービス	訪問入浴は、多少の負担はあっても週1回はお願いしたい。	
防災	難病者、障害者をはじめとする要援護者の把握、および救助・避難生活への対応について、検討を進めて欲しい。	
防災	防災に向け、ボランティアの活動、近隣住民の自助共助の活動に、公的支援をして欲しい。	
防災	障害特性に合わせた防災マニュアルの作成をし、防災体制を整備して欲しい。	

6 障害者の就労の促進について	雇用の確保	特例子会社等への協力を積極的に行い、就労の場の拡充を図って欲しい。
	雇用の確保	区役所内で就労できるしごとがあるのではないかな。
	雇用の確保	単発・短時間の仕事を斡旋して欲しい。
	雇用の確保	区役所内で雇用できるようにして欲しい。
	雇用の確保	障害者雇用事業所への助成制度の拡充を図って欲しい。
	雇用の確保	第三セクター方式による重度障害者雇用モデル企業の育成、特例子会社制度の普及を図って欲しい。
	就労支援	練馬区障害者雇用協議会への支援を強化して欲しい。
	就労支援	練馬区障害者就労促進協会の運営支援を継続して欲しい。
	就労支援	知的障害者就労サポートねりまへの支援を継続して欲しい。
	就労支援	精神障害者への就労支援をする専門機関がなく、就労実績が低い結果につながっている。
	就労支援	共同作業所も就労を軸に考えているが、職員数が足りない。
	就労支援	身体障害者への就労支援を充実させて欲しい。
	就労支援	グループ就労など、障害特性にあったものを構築して欲しい。
	就労支援	障害者訓練作業所を整備して欲しい。
7 自立支援医療と地域医療について	医療機関	被爆手帳の使用できる医療機関の増を、引き続き推進して欲しい。
	医療機関	被爆者・被爆二世に対する医療制度や諸手当について、理解していない医療機関があるので、周知徹底させて欲しい。
	医療機関	車椅子の対応ができない医療機関もあり、地域の診療所のバリアフリー化を望む。
	医療機関	精神障害者の夜間緊急搬送の対応を改善して欲しい。
	医療機関	障害認定の指定医を地域ごとに増やして欲しい。
	医療機関	重度重複障害や強度行動障害を持つ人にも対応できる、地域での医療体制を整備して欲しい。
	医療機関	障害者が安心してかかれる歯医者、病院を増やして欲しい。
	医療機関	脳卒中の後遺症等、中途障害者のリハビリを充実させて欲しい。
	訪問看護	家庭で点滴などができるようになって欲しい（医療機関まで行くのが大変）
	訪問看護	高齢者対象の訪問看護ステーションでも重度障害児の受入れをして欲しい。
	訪問看護	医療的ケアに対応できる訪問看護、ホームヘルプを充実させ、人材の育成を図って欲しい。
8 福祉のまちづくりについて	エレベーター	石神井公園駅にエスカレーター、エレベーターを設置して欲しい。
	エレベーター	公営施設にエレベーターを設置して欲しい。
	エレベーター	新桜台駅にエレベーターを設置して欲しい。

8 福祉 のまちづくりに ついて	エレベーター	光が丘駅と光が丘区民センターのエレベーターの点検日を同じ日にしないで欲しい。（車椅子で駅の利用ができなくなる）
	交通機関	車椅子用駐車場を整備して欲しい。
	交通機関	バス会社にリフト、ノンステップバスの導入を図るよう指導して欲しい。
	多目的トイレ	公共施設のトイレにおむつ交換のためのベッドを設置して欲しい。簡易なもので可。
	多目的トイレ	多目的トイレを整備して欲しい。車椅子が入れないものもある。
	多目的トイレ	車椅子トイレの汚いところが多い。
	バリアフリー	バリアフリーの観点だけでなく、ユニバーサル観点でまちづくりをして欲しい。
	バリアフリー	廊下等段差を解消して欲しい。
	バリアフリー	障害者支援マップを作成して欲しい。
	バリアフリー	区立石神井プールをバリアフリー化して欲しい。
	バリアフリー	公園の入り口に柵があり、車椅子が入れない。
	バリアフリー	点字ブロックの色を、弱視の人にもわかりやすいものにして欲しい。
	バリアフリー	公園等の石畳は車椅子で移動しにくい。見た目よりも誰にでも優しいまちづくりを。
バリアフリー	歩道に電柱があり車椅子が通れない、改善を。	
9 障害 のある児童につ いて	学童クラブ	学童クラブの障害児受け入れ枠の拡大して欲しい。
	学童クラブ	学童クラブが学校に併設されていないと、親が送迎をしなければならない。心障学級のある学校には学童クラブを併設して欲しい。
	学童クラブ	重度重複児童でも学童クラブに入れるようにして欲しい。
	学童クラブ	学童クラブは親の就業が条件となっているため、利用しづらい。
	放課後支援	学齢期の障害児の放課後保障や支援について、民間委託をし、事業者には運営費の補助をして欲しい。
	放課後支援	土曜日や長期休業中、放課後に児童・生徒が安心して利用できる場の提供、運営費等の補助、指導員の養成・確保を図って欲しい。
	放課後支援	放課後や長期休暇中に集まれる場を整備して欲しい。
	学校	行きたい学校を選べるようにして欲しい。
	学校	通学と学校内での介護をつけて欲しい。
	学校	養護学校と居住地の公立学校と交流できるようにして欲しい。
	学校	区立学校の教員に、福祉に対しての知識の向上と障害者教育の経験をさせて欲しい。
	相談支援	母親の心理相談ができる相談機関を増やして欲しい。
	保育園	保育園の障害児受け入れ枠を拡大して欲しい。
	保育園	区立保育園・小学校普通学級では、車椅子の子どもに、母親の付き添いが必要。改善して欲しい。
保育園	区立保育園で障害児の受入れを増やして欲しい。	

9 障害のある児童について	幼児教室	南田中幼児教室の場の拡充と運営費補助金の増額して欲しい。
	幼児教室	保健所でのダウン症児の早期療育が終了したのは残念。中村橋福祉ケアセンターでの療育の見直しを行い、安心して療育が受けられるようにして欲しい。
	幼児教室	就学前の通園施設を増やして、毎日通えるようにして欲しい。
10 施策の推進について	区職員	窓口の対応が不親切なところがある。区職員として意識の向上を図って欲しい。
	区職員	区では「日本一よいサービスを提供する」という意気込みで取り組んで欲しい。
	区職員	公共施設の職員・経営陣に優しいひとづくりの推進を図って欲しい。
	区職員	福祉事務所の担当者がよく変わるので、話がスムーズに伝わらない。
	事業者	介護サービス事業者とその利用者のネットワークを、利用部門ごとに作り、事業所のサービスに格差が無いようにし、それを区が把握する必要がある。
	事業者	巡回入浴サービスが入札となり、事業者のサービス低下に家庭生活のリズムを犠牲にせざるを得なかった。安かろう悪かろうを改善して欲しい。
	障害者団体	区がイニシアティブをとり、障害者団体活動の一元化を図って欲しい。
	情報	情報バリアフリーを充実させて欲しい。
11 その他	区独自策	精神障害者の生活実態とニーズを反映した障害者計画を策定して欲しい。
	区独自策	保健、医療、福祉のさらなる連携が必要。
	区独自策	新制度は、用語の理解が大変。センターという名称が多い。
	区独自策	障害者自立支援法の説明会を開いて欲しい。
	区独自策	利用料の負担軽減のための区の独自策を願いたい。
	区独自策	各サービスの所得制限を緩和して欲しい。
	区独自策	区の福祉関係部署に、手話通訳者の資格等を持った職員を配置して欲しい。
	法制度	年金収入の無い年齢の者にとって、費用負担は不公平感がある。
	法制度	費用負担が大きすぎる。

障害者計画タウンミーティング・ご意見まとめ

質問項目	事業	ご意見等
1 訪問によるサービスについて	ホームヘルプ	精神障害に対応できる訪問介護事業所が欲しい。
	ホームヘルプ	サービスのチェックを厳しくし、必要な人にサービスをまわして欲しい。
	ホームヘルプ	これまでと同じサービス時間は保障されるのか？また単価はどうなるのか？
	ホームヘルプ	障害者が病院に入った場合、普段の生活以上に介護が必要になってしまうので、それをぜひ考えていただきたいと思います。
	ホームヘルプ	精神障害者のヘルパーはどこで教育されるのか。精神障害者のヘルパーは介護ヘルパーと違った教育が必要。
	ホームヘルプ	入院中にホームヘルプが利用できるようにして欲しい。
	ホームヘルプ	基準該当事業所の報酬減額について、何か対処策はないか？
	緊急一時保護	区内の大規模病院等で、重症心身障害児の対応可能な緊急一時保護を行って欲しい。
	ショートステイ	聴覚障害者は、コミュニケーションの問題で、ショートステイを利用したくてもできない。
	障害程度区分認定	障害認定が分かりにくすぎる。さまざまな憶測が飛び交っている。
	障害程度区分認定	障害認定の調査はどのように行うのか。専門的な知識のある人を配置して欲しい。
	障害程度区分認定	認定調査は誰が行うのか。精神障害はいつ再発するか分からず非常に不安定な障害なので、専門的知識のある人を配置して欲しい。
	障害程度区分認定	精神障害者の障害程度区分を、実態に合ったものにして欲しい。
2 日中活動の場について	新事業移行	作業所等が新事業に移行する際の支援をお願いしたい。
	新事業移行	施設の移行について、どう考えても知恵を絞っても職員数が足りない。
	新事業移行	福祉園が今後どうなっていくか不安。通所バス、職員の身分等現状から低下しないで欲しい。
	新事業移行	障害程度区分により、利用したいサービスができなくなる場合はどうなるのか。
	新事業移行	就労できることは理想であるが、新事業体系に無理に合わせることなく、作業所等の施設を整備して行って欲しい。
	日中活動	施設等の充実を図って欲しい。
	日中活動	3 障害の枠外の発達障害者等でも利用できる施設、サービスを充実させて欲しい。
	日中活動	年齢や家庭環境の変化等による、その時々に応じた柔軟なケアが受けられるようにして欲しい。
	日中活動	施設入所者の日中活動の場が欲しい。



2 日中活動の場について	報酬	日払いにより施設の収入が減った場合、何か救済策はあるのか。
	報酬	通所が前提となる日払い制に精神障害は合わない。通所できないときのフォローが一番大変。
	報酬	施設を休むと報酬が減り、施設の経営が大変になるのではないか。今後、休むのを遠慮してしまう。
	負担金	工賃以上の負担金のため、施設をやめてしまう人が増えるのではないか。
3 入所者入院者の地域移行について	移行促進	施設・アパート双方の物件が少なく、退院できない方もいるので改善して欲しい。(増やして欲しい)
	移行促進	退院促進の環境作り(受け皿等)の具体的な数やマニュアルを出して欲しい。
	啓発	障害者が地域で暮らすには、地域の人々の偏見をなくす必要がある。そのことに向けての具体的な施策はどうなっているか。
4 居住の場について	グループホーム	グループホームが少なく、待機時間が長すぎる。スムーズに入所させて欲しい。
	グループホーム	グループホームの質を充実させて欲しい。世話人の力量に問題がある場合も。
	グループホーム	グループホームを増やしていくなら、運営面での手助けを行政側としてできる範囲でやってもらわないと無理がある。
	グループホーム	上限管理を区でやってもらいたい。グループホーム業務の軽減が図られれば、その分グループホーム新設へエネルギーを向けられる。
	グループホーム	練馬区に身体障害者のグループホームを整備して欲しい。区有地の提供や事業所の誘致などで。
	入所施設	入所施設はもっと必要である。
5 地域生活支援事業について	移動支援	10月からの移動介護がどうなるのか不安である。
	相談支援	夜間の電話相談等、相談業務を充実させて欲しい。職員の専門性の向上を図って欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳派遣の費用は、現状どおり無料にして欲しい。また、派遣は東京手話通訳等派遣センターが行って欲しい。
	コミュニケーション支援	手話通訳者の質の確保のため、手話講習会を継続して欲しい。
	コミュニケーション支援	要約筆記者派遣・養成事業実施のため、区で予算化して欲しい。
	コミュニケーション支援	講演会等には、手話通訳だけでなく要約筆記もつけて欲しい。
	地域生活支援センター	就労や介護ではなく、社会参加・仲間との交流を求めている人のために、地域活動支援センターの設置を行って欲しい。
	地域生活支援センター	まだ働くのが難しい人も通える、支援センター・デイケア等を増やしてもらいたい。
	地域生活支援センター	精神障害者地域生活支援センターの設置目標数を増やして欲しい。
地域生活支援センター	大泉学園方面に地域活動支援センターを設置して欲しい。	

	集会所	障害者集会所を増設して欲しい。
	配食サービス	配食サービスをして欲しい。食堂のようなものでも可。
6 就労支援について	雇用の確保	精神障害者は通院や体力の問題があり、勤務日数が少ない就労の形を考えて欲しい。
	雇用の確保	短時間労働が可能となるようなシステムを作って欲しい。
	雇用の確保	区役所が率先して雇用の枠を増やして欲しい。
	雇用の確保	区役所内に就労できる場があるのではないか。
	就労支援	段階的な就労支援のできるシステム・場（内容や賃金面で）を充実させて欲しい。
	就労支援	就労促進協会の機能を充実させて欲しい。指導員の定着率、質に問題があるのでは。
	就労支援	就労に向けては、無理のないように支援して欲しい。
	就労支援	就職した後の、継続的な雇用のための施策を作って欲しい。
	就労支援	作業所よりも、養護学校からの就労に力を入れるべき。
	就労支援	障害者の就職機会の拡大のため、全額公費負担で進学できるサービスを作って欲しい。
	啓発	事業主の障害者への理解を深める啓蒙を図って欲しい。
	啓発	一般就労できたとしても、職場の理解がないと定着できない。職場の理解を深める取り組みをして欲しい。
	啓発	自立支援法の趣旨を企業が理解しないと就労は進まない。企業側への説明会を行っているのか。
啓発	障害者雇用を行わない企業に対し罰則金を引き上げ、福祉事業へ活用して欲しい。	
7 自立支援医療・地域医療について	負担金	負担が増えることによって、通院しなくなる人もいるのでは？何とかならないだろうか？
	負担金	医療費を無料にして欲しい。
	負担金	自立支援医療の負担金が高い。
	負担金	当事者への説明が不十分のため、費用を払いすぎたり返金してもらったり、対応がまちまちとなっている。対応を統一して欲しい。
	医療機関	障害者が安心して掛れる病院、歯科を充実して欲しい。
	医療機関	婦人科や皮膚科なども安心して掛れる病院を増やして欲しい。
8 福祉のまちづくりについて	エレベーター	江古田駅にエレベーター・エスカレーターの設置をして欲しい。
	道路	歩道の幅を広くして、安心して通行できるようにして欲しい。
	計画	理念はわかるが具体策にかけるのではないか。
	計画	区がリーダーシップをとって「やさしい町＝練馬」を作って欲しい。
	啓発	ハード面のバリアフリーだけでなく、偏見を取り除く施策が大事である。
	計画	身体障害者だけでなく、知的・精神障害者にも配慮した内容にして欲しい。

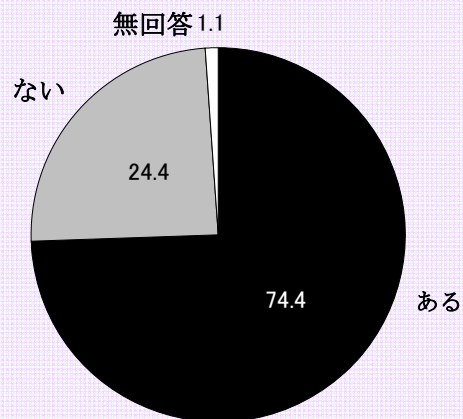
9 障害のある児童について	相談支援	地域の保健師が重要な役割をもっていると思う。住民が相談出来る場所や人があることを、保健所や区が知らせる努力をして欲しい。
	幼児教室	幼児教室の助成金を減らさないでほしい。幼児教室にお金をかけることは、将来に有益である。
	学校	子供の能力に合わせて授業を進めてほしい。（能力別クラス等）
	学校	教員の質をもっと上げて欲しい。
10 サービス向上と推進体制の整備について	区職員	福祉事務所の職員が訪問での状況調査の時、失礼な発言をくり返していた。そういう方は障害者宅を訪問しないで頂きたい。
	事業者	ヘルパーから自立しているのだからあれやれ、これやれと言われた。そのため本人が疲れてしまい具合が悪くなってしまった。
	啓発	ノーマライゼーションの推進は必要だが、現実出来るか疑問。差別はなくなるのでしょうか？
	サービス	精神の手帳で受けられるサービスを、身障手帳や愛の手帳で受けられるのと同様のものにして欲しい。
	サービス	障害者の高齢化対策について、区の方ではどのように考えているか。
サービス	比較的軽症で支援の狭間に置かれてしまう人への支援をお願いしたい。	
11 その他	啓発	自立支援法の理解が難しい。今後、より具体的な説明会を実施して欲しい。
	啓発	今回のような場は大変良いと思う。
	啓発	タウンミーティングについてホームページに掲載されているのか。あまり知られていないのではないか。
	啓発	障害者と一般区民が自然に触れ合える場を作って欲しい。
	啓発	地域の人々の、障害者への偏見を取り除く必要がある。その具体策はあるか。
	区独自策	現事業が新体系の何に位置づけられるのか、行政側からの具体的なアドバイスが欲しい。
	区独自策	グループホームの家賃補助を、区として行って欲しい。
	区独自策	利用料の負担軽減を考えて欲しい。
	負担金	負担金を払うことには反対である。
	負担金	利用者負担金により将来に不安がある。親が高齢、病気等で所得が減った場合など。
	負担金	利用者負担金が大変。働いているのに負担金を払うのは納得できない。
	計画	自立、就労の色が強くなり過ぎないように、バランスの取れた内容にして欲しい。就労に向かない人には、それだけで負担になる。
	障害者団体	3障害の相互の理解を深め、協力体制をとるため、3障害統一の協会を設立したい。区の協力を。
健康	区立プールの利用時間を以前の2時間に戻して欲しい。健康増進による医療費軽減の効果が期待できると思う。	

障害者に関する意識

1 「障害者」になることの不安

◇ 不安が「ある」のは4人に3人

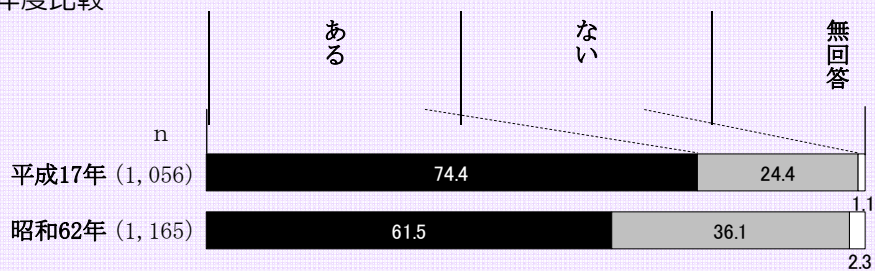
自分も障害者になることの不安が「ある」のは4人に3人となっている。



【過年度比較】

18年前の昭和62年度調査で今回と同じ質問をしているが、それと比較してみると、「ある」は今回の方が13ポイント増加し、「ない」は12ポイント減少している。

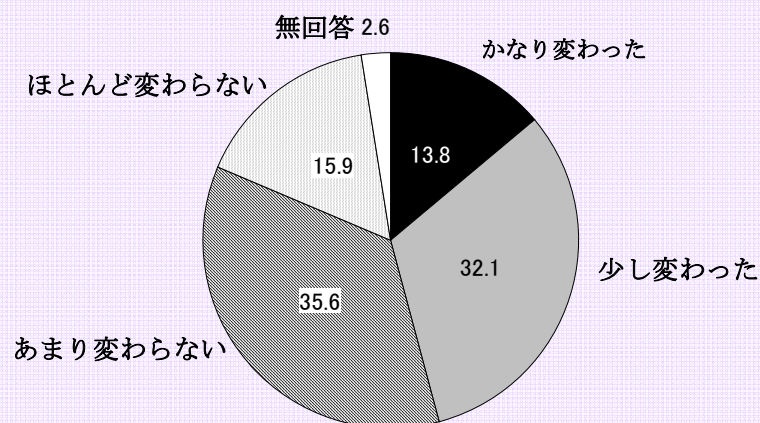
過年度比較



## 2 「障害者」への意識の変化

◇ 『変わった（計）』は4割台半ばで、『変わらない（計）』は過半数

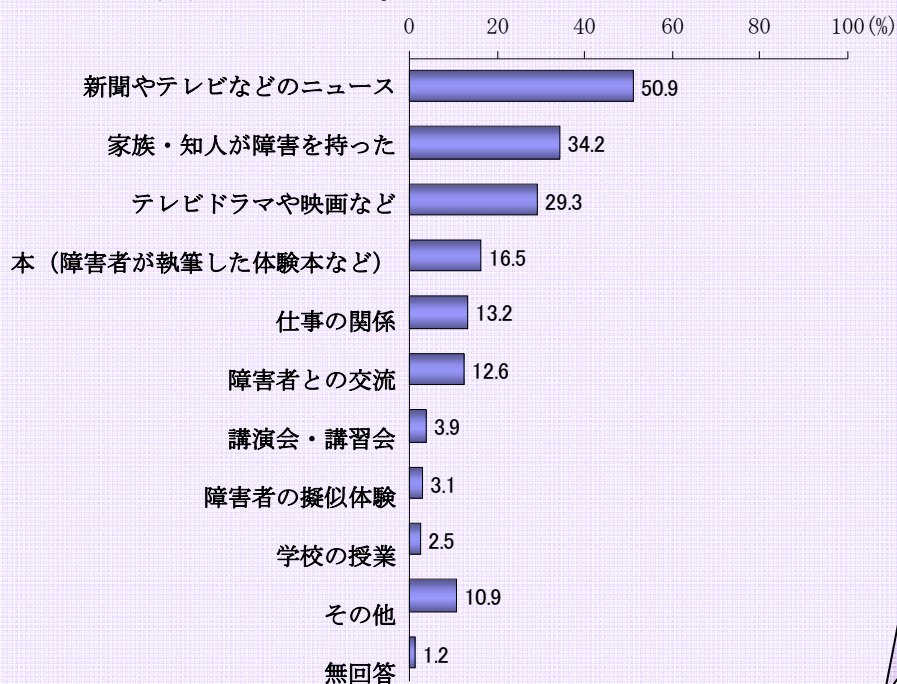
意識が「かなり変わった」は1割台半ばに近く、「少し変わった」は3人に1人で、この両者を合わせた『変わった（計）』は4割台半ばを超えている。



## 3 意識が変わったきっかけ

◇ 「新聞やテレビなどのニュース」が半数で、「家族・知人が障害を持った」が3人に1人

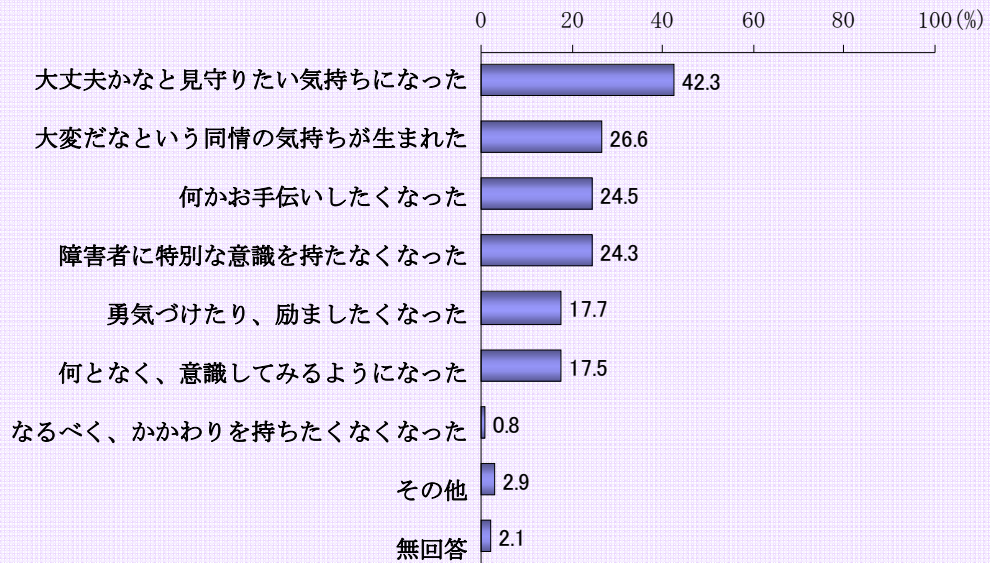
意識が変わったきっかけとなったのは、「新聞やテレビなどのニュース」が過半数で最も高く、続く「家族・知人が障害を持った」が3人に1人で、「テレビドラマや映画など」が3割弱となっている。このほかでは、「本（障害者が執筆した体験本など）」と「仕事の関係」、「障害者との交流」の3つが1割台で並んでいる。



## 4 変わった意識の内容

◇ 「見守りたい気持ちになった」が4割強で、「同情の気持ちが生まれた」が2割台半ば

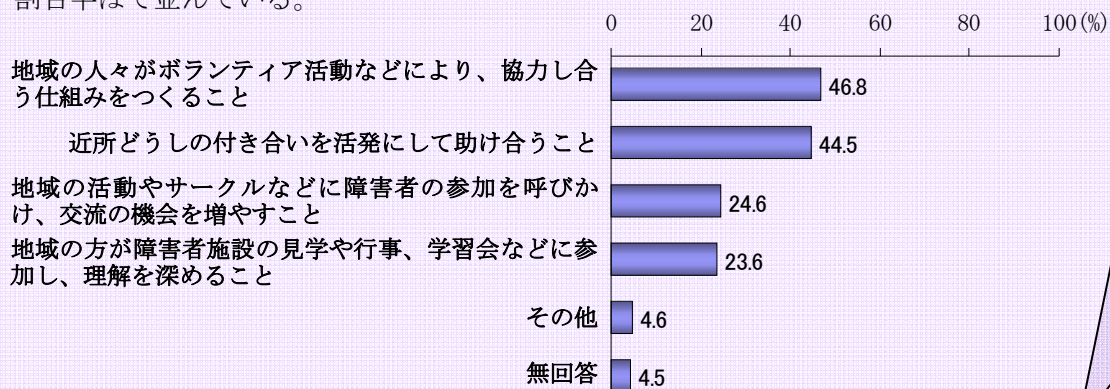
変わった内容で最も高かったのは「大丈夫かなと見守りたい気持ちになった」が4割を超え、続く「大変だなという同情の気持ちが生まれた」と「何かお手伝いしたくなった」、「障害者に特別な意識を持たなくなった」の3つが2割台半ばで並んでいる。このほかでは、「勇気づけたり、励ましたくなった」と「何となく、意識してみるようになった」の2つが1割台半ばを超える。



## 5 障害者との共生のための地域の取り組み

◇ 「ボランティア活動などにより協力」と「付き合いを活発に」が4割台半ば

地域の取り組みで必要なものとして、「地域の人々がボランティア活動などにより、協力し合う仕組みをつくること」と「近所どうしの付き合いを活発にして助け合うこと」の2つが4割台半ばで並んでいる。



## 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

平成 18 年 2 月 3 日  
17 練保障第 724 号

(設置)

**第 1 条** 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に基づく障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画改定の内容に関する事項
- (2) 障害者自立支援法に定める障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

**第 3 条** 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 14 名以内
- (3) 公募区民 9 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

**第 4 条** 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

**第 5 条** 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

**第 6 条** 懇談会の庶務は、福祉部障害者課が行う。

(公開)

**第7条** 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成13年2月27日練企企発第245号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

**付 則**

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

**付 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。



練馬区障害者計画懇談会 委員名簿

(1) 学識経験者 2名	北野 誠一 (知的・身体)	東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授
	白石 弘巳 (精神)	東洋大学ライフデザイン学部 生活支援学科 教授
(2) 障害者福祉関係者 14名		
① 障害者福祉団体 (9名)	菅野 絹子	練馬手をつなぐ親の会 会長
	市川 幸枝	練馬区身体障害者福祉協会 部長
	岩松 丈彦	練馬区視覚障害者福祉協会 会長
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長
	秋本 浩一	練馬区難聴児者を持つ親の会 会長
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長
	河合 幼	練馬障害児(者)を持つ親の会 事務局長
	工藤 忠夫	練馬家族会 理事長
	倉園 久美子	ちゅうりっぷの会(練馬ダウン症 児・者支援会) 会長
② 障害者を対象に 事業を実施してい る法人・団体 (3名)	伊東 和子 (居宅サービス事業者)	(株)ケアサービス伊東 代表取締役
	上野 純宏 (施設サービス事業者)	知的障害入所更生施設 練馬福祉園 施設長
	田辺 安之 (精神障害者サービス事業者)	生活訓練施設「ねくすと」 施設長
③ 養護学校 (1名)	朝妻 榮子	東京都立石神井養護学校 校長
④ 障害者就労支援 関係者(1名)	櫻井 英一	池袋公共職業安定所専門援助第二部 門 統括職業指導官
(3) 公募区民 9名	風間 政雄	[練馬地区]
	坂元 信幸	[練馬地区]
	福留 均	[光が丘地区]
	木村 英幸	[光が丘地区]
	長島 皆子	[光が丘地区]
	鈴木 英典	[石神井地区]
	安部井 聖子	[石神井地区]
	安東 洋子	[大泉地区]
	滝野澤 直子	[大泉地区]
計 25名		

※ 敬称略

## 練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

1 8 練福障第 7 6 号

### (設置)

第 1 条 練馬区障害者計画の改定および練馬区障害福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第 2 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

### (所掌事項)

第 3 条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画の改定および練馬区障害福祉計画の策定の方針に関する事項
- (2) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の内容に関する事項
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

### (運営)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (分科会の設置および構成等)

第 5 条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

### (庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部企画課長
危機管理室防災課長
産業地域振興部商工観光課長
健康福祉事業本部経営課長
福祉部地域福祉課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長
石神井総合福祉事務所長
健康部健康推進課長 保健予防課長 石神井保健相談所長
児童青少年部子育て支援課長 保育課長
都市整備部住宅課長
学校教育部学務課長 教育指導課長
生涯学習部生涯学習課長 光が丘図書館長

## 用語解説

アスペルガー症候群	知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。
アセスメント	事前評価、初期評価、福祉分野においては、利用者が直面している問題や状況を理解するために、福祉サービスの利用に先だって行われる一連の手続きのこと。 障害者自立支援法では、アセスメントを①認定調査・概況調査、②サービス利用意向聴取、③課題分析に区分している。
医療的ケア	痰の吸引、経管栄養、導尿などを中心とした医療的な行為。
N P O	N P O (Non-profit Organization) 福祉、環境、まちづくりなど様々な分野において、営利を目的とせずに活動する民間組織。
ガイドヘルプ	ひとりで外出することが困難な障害者を対象に、ヘルパーが外出時の付添い等を行うことにより、障害者の自立と社会参加を推進するための援助。
学習障害（LD）	LDはLearning Disabilitiesの略。 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態を指す。
ケアマネジメント	障害者施策におけるケアマネジメントとは、障害のある方が地域の中でその人の望む生活を送れるよう、社会生活上のニーズを把握し、福祉・保健・医療などのサービス利用を総合的に援助するための手法のこと。

高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。
更生施設	障害者が日常生活能力の獲得などを目的に入所、あるいは通所で生活していくために必要な知識・技能・訓練を受ける施設。
指定管理者制度	公共サービスの民間開放を進める観点から、平成15年6月の地方自治法の改正により導入された制度で、地方公共団体が指定する団体に公の施設の管理運営を行わせるもの。
社会適応訓練事業 (精神障害者)	回復途上にある精神障害者が、一定の期間、協力事業所に通うことにより、人づきあい、仕事に対する持続力、環境適応能力等の向上を図り、自立と社会復帰を目指すための事業。
社会的入院	病気やケガが治っても、介護者がいないことや、また帰る家そのものがない等の「社会的な事情」で入院している状態のこと。
重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している障害者のこと。
授産施設	障害があることにより一般雇用が困難な障害者を入所または通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、働く場を提供する施設。
ジョブコーチ	障害者が就労を目指したり、働き続けるための支援を、障害者と企業との間に入って支援する方法または支援する人のこと。

成年後見制度	認知症高齢者、知的・精神障害者等の判断能力が十分でない人の保護を成年後見人等が行う制度。
第三者評価	利用者がサービスを選択する際に情報を得たり、サービスの質の向上を図るために、公正・中立な第三者機関がサービス内容を評価する制度。
地域福祉権利擁護	判断能力が低下した認知症高齢者、知的・精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行うことにより、地域で安心した生活が送れるよう支援する事業。
注意欠陥／多動性障害 (AD／HD)	AD／HDはAttention Deficit Hyperactivity Disorderの略。 7歳以前に現れ、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力および／または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
デイケア	回復途上にある精神障害者を対象に、各種プログラムによる集団生活指導を行うことにより、対人関係の円滑化や日常生活習慣の習得等を図り、社会復帰へと結びつけていくための事業。
特例子会社	障害者を多数雇用することを目的に施設・設備等に特に配慮して設立した子会社のこと。障害者雇用率の制度上は親会社と同一の事業主体として扱われる。
内部障害	身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の6障害の総称。

発達障害者支援法	発達障害者には症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害者に対し学校教育等における支援を図ることを目的とした法律。
バリアフリー	バリアとは「障壁」のことで、バリアフリーは、障害者等が生活するうえで妨げとなる障壁を取り去った状態のことを言う。物理的な障壁だけでなく、人々の意識の問題なども含めて用いられる。
バリアフリー新法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のこと。 公共交通機関の旅客施設等に係るバリアフリー化を進める「交通バリアフリー法」と、公共施設等建築物のバリアフリー化を進める「ハートビル法」の2つの法律を統合し、総合的、一体的な連続したバリアフリー化の推進を目的とした法律。
ピアカウンセリング	障害者が社会生活を送るうえで必要とされる心構えや生活能力の向上等に関して、障害者自身がカウンセラーとなって、自らの経験を踏まえた助言や支援を行うこと。
副籍制度	都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の地域とのつながりの維持・発展を図るため、居住する地域の小・中学校に副次的な籍をもつ都独自の制度のこと。
保健福祉サービス苦情調整委員	介護保険サービスや高齢者・障害者サービス、保育園などを利用して、区や事業者に対して苦情や不満があるときに、第三者の立場で実情を調査し、解決にむけて調整を行う機関。
モニタリング	あらかじめ設定しておいた計画や目標などについて、その進捗状況を随時点検すること

第二期障害福祉計画策定に係る団体ヒアリング・ご意見等まとめ

質問項目	事業	ご意見等
1 居宅系サービスについて	居宅介護	障害者に対応できないヘルパーが多い。
	居宅介護	医療的ケアにも携われる事業所一覧を作成して欲しい。
	居宅介護	重症児者に適切なサービス提供ができるよう、区が研修を主催し、介護従事者のレベルアップを図って欲しい。
	居宅介護	重度対応できる介護事業者、ヘルパーの増員を行って欲しい。
	居宅介護	各事業所が人員の確保をしやすいように、区が主導して養成講座を設けるなど技術レベルの向上と充実を図って欲しい。
	居宅介護	以前区で行っていた精神障害者ホームヘルパー養成研修を継続実施して欲しい。
	居宅介護	ヘルパーが業務上で困った場合に（困難事例等）相談できる場が必要である。
	居宅介護	施設入所者が帰省(帰宅)した際に、居宅サービスが利用しやすいようにして欲しい。
	居宅介護	家庭単位でのヘルパー派遣を認めて欲しい。
	居宅介護	緊急時にも対応できるように使いやすいシステムにして欲しい。
	居宅介護	入院時における重度身体障害者への介護者派遣（身体介護）を認めて欲しい。
	居宅介護	入院中にホームヘルプサービスを使えるようにして欲しい。
	居宅介護	一日あたり14時間の支給上限をなくして、必要な介護時間を支給して欲しい。
	短期入所	視覚障害者が利用しやすいショートステイの整備をして欲しい。
	短期入所	知的障害者通所施設が、ショートステイや緊急一時保護をできるようにして欲しい。
短期入所	高次脳機能障害者への対応ができるショートステイ等を整備し、家族の介護負担の軽減を図って欲しい。	
2 居住系サービスについて	共同生活介護・援助	グループホーム等で暮らす際に、親元からスムーズに移行できるように、宿泊訓練・体験学習のできる施設を整備して欲しい。
	共同生活介護・援助	重度身体障害者グループホームの開設に向け「体験型宿泊施設」を設置できる場を提供して欲しい。
	共同生活介護・援助	生活寮の計画的な設置と、重度知的障害者が利用できる生活寮を設置して欲しい。
	共同生活介護・援助	グループホーム等の定員増のための基盤整備に取り組んで欲しい。
	共同生活介護・援助	重度の人でも安心して入れるケアホーム作りを、区が主導して推進策を講じて欲しい。



2 居住系サービスについて	共同生活介護・援助	重度の人が入れるケアホームを、区が建てて委託して欲しい。
	共同生活介護・援助	親子で入居できるグループホームを設置して欲しい。
	共同生活介護・援助	公営住宅等の有効活用により、グループホームの計画的増設をして欲しい。
	共同生活介護・援助	ケアホームを設置しようとする法人に対し、助成金、家屋の優先確保、公的空き施設の斡旋等、支援策を立てて欲しい。
	共同生活介護・援助	グループホーム等の増設と、そのための用地確保を行って欲しい。
	共同生活介護・援助	グループホーム等の経営者の方針、実績等の情報開示を行って欲しい。
	共同生活介護・援助	世話人等の、従事者の増員と指導の拡充を行って欲しい。
	共同生活介護・援助	退院促進事業での地域移行だけでなく、在宅精神障害者の自立のために、計画的に整備して欲しい。
	共同生活介護・援助	通過型のグループホーム等の利用年限については、その利用者の状況に応じて柔軟に対応して欲しい。期限終了時に調子を崩し、退寮できない場合も考えられる。
3 日中活動系サービスについて	就労継続支援	作業所の新設をして欲しい。
	就労継続支援	肢体不自由者を対象とした作業所の増設をして欲しい。
	生活介護	福祉園利用者が他の区立通所施設（谷原フレンド等）を併用利用できるようにして欲しい。
	生活介護	直営、委託ともに福祉園の支援時間延長、開園日の増をして欲しい。
	生活介護	福祉園利用者が重症した場合、都の「重症心身障害者通所事業」にスムーズに移行できるようにして欲しい。
	生活介護	施設入所支援と、地域の通所施設の双方の利用ができるようにして欲しい。
	施設整備	地域生活移行や就労支援等のサービス基盤の実態を把握し、当事者が自己決定できるだけの必要な資源を必要な数だけ確保して欲しい。
	施設整備	医療的ケアが必要な生徒も含め、特別支援学校卒業生全員の進路先の整備をして欲しい。
	施設整備	高次脳機能障害者の社会参加が図れるよう、日中活動の場を確保して欲しい。
4 地域生活支援事業について	相談支援	「すてっぷ」に、障害者だけでなく、その親も利用できるような場を作って欲しい。
	相談支援	「すてっぷ」は、障害者を大人として、親とは違った対応をしてくれる。また、親にとっても相談できる場である。
	相談支援	地域生活支援センターに専門性を持った人材の配置と、外部からの専門職員による事例検討等を進めて欲しい。

4 地域生活支援事業について	相談支援	「すてっぷ」の電話相談の専用部門を設置して欲しい。
	相談支援	閉じこもっている障害者の受入れ態勢を整えて欲しい。
	相談支援	「すてっぷ」のバリアフリー化を進め、身体障害者が使いやすいようにして欲しい。
	相談支援	子どもの状況に不安を感じても、どこに相談してよいかわからない方もいる。
	相談支援	4か所整備予定の障害者地域生活支援センター以外の機関・施設での相談支援事業の拡充をして欲しい。
	相談支援	区関係部署や社協による、成年後見制度の使いやすい運用と権利擁護を図るための、安心・安全ネットの創設が必要である。
	相談支援	障害別生活支援センターを設置して欲しい。
	相談支援	地域生活支援センターを、小さな地域ごとに整備し、相談しやすい態勢を取って欲しい。
	相談支援	現生活支援センター内に聴覚障害者の相談員を設置して欲しい。
	相談支援	ピアカウンセリングを実施し、相談支援事業の拡充を図って欲しい。
	相談支援	「すてっぷ」が、視覚障害者にも利用しやすいように、設備の充実と訓練指導員を配置して欲しい。
	相談支援	高次脳機能障害者が利用しやすいように、相談窓口の一本化を図って欲しい。
	相談支援	地域生活支援センターでの活動を支援するヘルパー、指導員の増員をして欲しい。
	相談支援	「障害者110番」を設置して、地域生活支援センター等に出向いて相談できない人の生活を護って欲しい。
	相談支援	緊急事態に対応できる、24時間相談窓口を設置して欲しい。
	相談支援	地域での暮らしを支えるため、居住支援事業の更なる充実と、居住サポート及び単身サポート事業を新規立ち上げて欲しい。
	日中一時支援	医療的ケア対応が可能な福祉園を日中一時支援事業所とし、通園時間外の支援を日中一時支援に位置づけて実施して欲しい。
	日中一時支援	中高生障害児の社会参加、親の就労や家族の休息等のためにも、更に利用しやすい日中一時支援事業を充実して欲しい。
	移動支援	自閉症者の対応ができないヘルパーが多い。質の向上のため、区が研修・育成を行って欲しい。
	移動支援	ガイドヘルパーの研修を事業所に義務付けて欲しい。
移動支援	入院時の外出・外泊および退院時のガイドヘルプ利用を認めて欲しい。	
移動支援	ガイドヘルプの、複数視覚障害者での利用を認めて欲しい。	

4 地域生活支援事業について	移動支援	移動支援従事者の時給を、区分認定（障害の軽重）に応じて加算して欲しい。
	移動支援	グループホーム・ケアホーム居住者の余暇支援のためにも重要な資源である。充実させて欲しい。
	コミュニケーション	手話通訳・要約筆記者派遣は現行どおり利用者負担なしとして欲しい。
	コミュニケーション	手話通訳派遣の利用制限をやめ、サービスの拡大を図って欲しい。
	コミュニケーション	要約筆記者の派遣を、区で行うことで、区のニーズにあった派遣が行える。
	コミュニケーション	要約筆記者の養成を事業化し、要約筆記への理解・啓発を区民に図って欲しい。
	コミュニケーション	区の会議等で、手話通訳がなかったり、点訳資料がないことがある。情報提供はしっかりと行って欲しい。
	コミュニケーション	補装具や日常生活用具は、障害特性に応じた使いやすいものや、バージョンアップされた高機能のものにして欲しい。
5 入所者・入院者の地域移行について	居宅介護	地域生活を支えるためには、医療的ケアをふくめ、障害者の対応をしっかりと経験したヘルパーの育成が必須である。
	啓発	周辺住民の理解が必須なので、「障害理解のしおり」などの配布をして欲しい。
	啓発	社会啓発の推進を図って欲しい。
	入所施設	施設入所希望、設置希望はまだある。
	退院促進事業	退院促進事業では、医療機関や家族などへの調査を行い、地域でのニーズをくみ取り、事業家して行って欲しい。
	退院促進事業	社会的入院を未然に防ぐという観点、家族からの自立のケースを含め、計画を立てて欲しい。
6 就労支援について	就労支援	障害者就労促進協会への支援強化と区内就職先の開拓を行って欲しい。
	就労支援	障害者就労促進協会の機能を充実し、相談受理の迅速化、相談後のフォローと他機関と連携した支援に取り組んで欲しい。
	就労支援	就労促進のために、音声パソコンの指導を充実して欲しい。
	就労支援	インターンシップの導入等により、より適性にあった会社を選べるようにして欲しい。
	就労支援	肢体不自由特別支援学校在学中から、関係機関の連携による就労支援が行えるよう、支援をして欲しい。
	就労支援	職場定着を図るため、企業担当者が相談できる場の設置が必要である。
	就労支援	精神障害者社会適応訓練事業の利用促進を図って欲しい。
	就労支援	就職後のフォローや離職した際の支援を、本人や家族への心のケアなども含め、充実させて欲しい。

6 就労支援について	雇用の確保	知的障害者の区や関係機関での一層の採用を進めて欲しい。
	雇用の確保	区での障害者雇用を拡大して欲しい。
	雇用の確保	区役所、センター等でグループ就労の推進を図って欲しい。
	雇用の確保	就労移行支援所利用者が区内企業への就労ができるよう、支援して欲しい。
	雇用の確保	重度視覚障害者の区での採用を認めて欲しい。
	雇用の確保	企業、職場での理解を深めるため、「障害特性のしおり」などの配布が必要である。
	福祉的就労	区立公園や区の建物の清掃事業の委託拡大をして欲しい。
	福祉的就労	自主製品の販路拡大、共同受注システムの構築等による、利用者工賃増額に向けた取組みをして欲しい。
7 サービスの向上と推進体制の整備について	質の確保	医療的ケア対応を実施する通所施設間のサービス内容の格差を是正するとともに、さらなる向上を図って欲しい。
	質の確保	重症心身障害者通所事業において、利用者の通所欠席が事前に確定している場合は、他の利用者が通所できるようにして欲しい。
	質の確保	総合福祉事務所の窓口における事務処理の統一を図って欲しい。
	質の確保	福祉事務所でのサービス等の申請に際しては、書類だけでなく、場合によっては本人に会い、直接状況確認をして欲しい。
	質の確保	福祉事務所の担当者を始め、区の職員が障害者の状況を把握していないと思う。入院時、直接状況の確認等をするようにして欲しい。
	質の確保	区立施設の民間委託後も、区がサービスのチェック機関として機能し、研修等実施して質の向上に努めて欲しい。
	関係機関の連携	保健、福祉、医療が連携し、障害者ごとの個別ネットワークを作る体制を整えて欲しい。
	関係機関の連携	介護保険のケアマネージャーのように、精神障害者の抱えている問題をトータルで捉え、支援を行えるシステムを作って欲しい。
	関係機関の連携	各機関が連携しながら支援するためには、個人情報の取扱について柔軟性が必要ではないか。
8 その他	施設整備	学校の統廃合で生じる空き校舎や空き教室を福祉関連施設として活用して欲しい。
	施設整備	公共施設のトイレに、大人のオムツ交換が可能なシートを設置して欲しい。
	財政的支援	安定した事業運営ができるよう、財政的支援を行って欲しい。
	財政的支援	利用者が一般就労すると、新規利用者が入るまで報酬がなくなる。十分な運営費の補填をして欲しい。

8 他	その	財政的支援	運営基盤の弱いNPO法人小規模作業所の運営が安定するように、自助努力に対しては援助を行って欲しい。
		財政的支援	報酬が日割り計算となり、精神障害者対象の作業所では減収となった。適切なサービス水準を保障できるよう、区として支援を継続して欲しい。
		財政的支援	精神障害者作業所利用者は、一般世帯の方も多く、利用料が負担となっている。負担軽減の一つとして、給食の実施を全施設に広げ、給食費補助をして欲しい。
		財政的支援	未移行施設が法内事業に移行するに当たり、要件である定員確保や建物、設備の整備が大きな障壁となっている。区として、移行促進のための財政的支援をして欲しい。
		財政的支援	現行通りの家賃補助と、未移行施設の移行に際しては、状況に応じた柔軟な家賃支援をして欲しい。
		財政的支援	報酬請求システムが煩雑である。事務職員を雇用できない小規模の事業所には負担が大きい。
		財政的支援	移動支援の通学介助は良い制度だが、事業者としては、短時間サービスなので厳しい面がある。報酬単価の増額をして欲しい。
		財政的支援	介護料が低いので介護の人手不足になっている。障害者は安心してできないため、介護料を上げて欲しい。
		財政的支援	利用者負担や日払い報酬のため、利用者・事業者ともに負担が大きい。区として何らかの助成を検討して欲しい。
		コミュニケーション	区からの書類等は、点字化・音声化またはSPコードを付し、視覚障害者が自力で内容の把握ができるようにして欲しい。
		コミュニケーション	SPコードの普及を図って欲しい。
		地域生活	青年学級の増設をして欲しい。
		緊急一時	つつじ荘の予約方法の改善を行って欲しい。
		緊急一時	緊急一時施設で送迎サービスを実施して欲しい。
		緊急一時	緊急一時の利用回数を増やして欲しい。
		緊急一時	利用条件に、「区分認定3以上」を加えて欲しい。
	啓発	高次脳機能障害について、行政、医療、地域ともに理解が進んでいない。力を入れて行って欲しい。	

第二期障害福祉計画に係る事業所ヒアリング・アンケートまとめ

質問項目	ご意見等
1 利用者確保について	定員より登録者を多くしている。関係機関からの紹介が少なく、減少傾向。在宅の障害者を支援につなげるシステムが必要である。
	申し込みが新事業に移行して減っている。
	パンフレット等で登録者拡大を図ったが、なかなか増えない。
	他機関などに新規利用者募集を呼び掛けを行ったり、見学者の受け入れを随時行っているが、現実的には増えていない。
	作業所は「働く場」「就労のステップの場」としての機能を求めていく必要があり、その特徴を明確に出すことが、魅力や利用者ニーズに沿うと考える。
	退院促進事業で現在入院中の方々が、地域生活へ移行するのに連動して受け入れを図りたい。また、保健所や生活支援センター等の他機関とも連携しながら、いずれの社会資源にもつながっていない方々のニーズを掘り起こせるよう務めていきたい。 そのためには、就労支援とあわせて“居場所”的な機能の拡充も必要である。
	通所し続けたいが、今の段階でも生活が苦しいため利用料がかかるようになったら通所できないという人がいる。
	1～2割程度の利用者が、金銭負担等を理由に退所の意向を示している。
	現利用者は、全員継続通所を考えているが、応益負担のこともあり、現時点では未定である。
	入所者アンケートを昨年実施した。大多数が現状生活を希望している。
	報酬単価、程度区分等の関係で経営上見極めがつかず、新事業移行への見通しがもてない。
	家族の意向も施設入所の継続が強い。
	殆どの利用者、家族が継続利用を希望している。
家庭の支援力不足、親の高齢化で地域移行の希望はない。グループホームを作る検討も行っているが、現利用者からのニーズはない。	
2 人材(職員)の確保について	19年度4月より、長期在職職員を契約職員にし、減給体制をとった。20年度は非常勤1名を確保したが、常勤を増員したい。その取り組みはできていない。
	職員の確保は深刻度を増している。低賃金のため職員が来ない。
	自立支援法の影響は大きく、職員側も気持ちを持ち続けながら仕事をしていく事が大変かと思えます。福祉職である喜びが持てるように日々活動していけるようにしていきます。

2 人材 (職員) の確保に ついて	<p>実習生の受け入れなどを通して、次世代の育成だけでなく、人材確保につなげたいと考えている。報酬面の改善も必要なことであるが、それ以上に、この職業がもつ魅力をいかにして伝えることができるかが課題である。</p>
	<p>移行前よりも事務量は増えているが、日払い報酬のため将来の見通しが立たず、人員増ができない。職員の賃金カットや非常勤化が進み、雇用が不安定である。</p>
	<p>業務量（会計、工賃アップ、個別支援計画等）が増え、職員を増やしたいと考えるが、運営費の関係で、困難である。</p>
	<p>工賃増額の取り組みの関係で職員を増員したが、財政状況が厳しく、来年度の採用が難しい。</p>
	<p>利用者工賃の増額を当面する目標として取り組んでいるが、現在の職員配置では非常に困難な状況である。障害福祉サービスの基本は対人サービスであり、個々の職員の質の確保も大事だが、一定程度の量の確保も緊急な課題と考えている。現在は利用者個々の障害特性に応じた支援よりも、所内での安全確保のために管理的、保安的な役割が強くなってきている。</p>
	<p>確保したいが、確保するだけの人件費の見込みが立たない。</p>
	<p>常勤職員を確保したいが、不安定な事業報酬のため、人材の継続が難しい。</p>
	<p>現職員の継続を予定しているが、収入と仕事量のバランスから継続雇用できるか不安である。</p>
	<p>移行に当たり、現在の職員数の維持が必要だが、出席日数減による報酬の減が予想され、見通しがもてない。</p>
	<p>国の制度のままでは非常に厳しい。区に独自の上乗せをしてもらい、安定した財源が見込める見通しがあれば確保が可能になってくる。</p>
	<p>現在生活棟5棟で入所支援を行っているが、棟を越えた日中支援体制の構築を行い、活動支援員を確保することが可能である。</p>
<p>事業所に移行後、事務量が膨大になり、これまで行ってきた個別支援、生活支援、就労支援などのサービスの質が低下している状況である。</p>	
3 サービスの質 の確保に ついて	<p>今後ますます、研修等による職員の人材育成に力を入れていく。</p>
	<p>都主催の研修等への派遣をとおして職員の支援スキル向上を図っている。また、利用人数が増加しても、一人一人に行き届いたサービスを継続できるように、職員数を増やすことも検討している。そのための人件費の確保は今後の課題の一つである。</p>
	<p>法人の定款に沿って、より努力をしていく。</p>
	<p>法人のノウハウにより職員教育を行う。</p>

3 サービスの質の確保について	事例検討やスーパーバイザーの活用により支援力の向上を図っている。
	職員の資質向上のため、研修への参加や法人内で勉強会や事例検討会を開催している。
	担当職員制、個別支援計画作成等々、個別での支援の充実を図り、また、職員同士の情報交換の場を設けることで対応している。
	利用者本人と個別支援計画を作成し、他機関との連携、所内での検討により、個別支援の充実を図っている。
	これまでの利用者ニーズについて調査・把握している情報を整理し、個別支援計画を立案することで、質の高い日中の活動が提供できる。
	事務量の増大、登録者増、職員削減によるマンパワー不足のため、利用者一人ひとりに割く時間が以前のように取れなくなっている。
	目の行き届いた支援を行うためにはマンパワーの確保が必要。
	質の低下を招かないように、定員を超えての利用者の受入れは慎重に進めている。
	個々のニーズに合ったきめ細やかな対応のために職員数確保をしたいが、規定の職員数では難しい。
	作業だけでなく、運動や食事づくりなど様々なプログラム活動を行っている。
	魅力ある、生きていく上で力をつけていくプログラムを行っていく必要がある。
	これまでのノウハウを活かすとともに、異なった視点からの支援を試みる。日中活動専任支援員を設け、トータルサポートすることで質を高めていく。
	施設支援については、食・住のみの問題ではなく、生活する上でもっとも基盤となるところと考えている
	苦情解決制度の導入、第三者評価制度の導入を検討している。
	新規作業開拓を行っているが、単価が低く、また海外へ仕事に移っている現状から、受注数が減っている。
新商品の企画、生産と新たな販売場所の開拓により対応する。	
4 運営費の確保について	報酬のための利用者増は施設の性格上（食品の製造）できないので、出席率をあげる取り組みを行う。
	運営費確保のため利用率を上げることは難しい面が多い。当事業所が、利用者の方にとって生活の大切な一つの場所となっていけるよう、日々の活動を充実させていくことに努力していくことが必要である。
	利用者が通所したくなるような環境づくり、作業の確保を心がけることも支援者には求められている。ただし、利用実績を追求するあまりにサービスの質の低下を招かないような努力も同時に求められている。



4 運営費の確保について	社会参加の入口の支援を柱にしているため、通所率が低く、努力だけでは困難な状況である。
	開所日の増（土・日の作業、出店、夏季休暇の廃止等）により対応している。
	利用者ニーズに沿うことが利用率向上にながると考えている。魅力的であり、働く喜びが伝えられる作業所であることをめざしている。
	登録者の増により対応している。
	個別の支援の充実を目指すことが、利用率の向上等にもつながると考える。新事業への移行に向けて模索中である。
	利用しやすい環境づくり。現在の作業やプログラムを継続し、安心して通所出来る場を提供し、利用率の向上を図る。
	利用者の増員が必要だが、今の作業内容では増員に限界があると考えられるため、新規事業開拓を考えている。しかし、職員の人数や移転や設備等の費用の問題がある。他移行先であっても問題は同じである。
	家族と連携しながら利用者の日常健康管理を図り、休まない工夫を行う。
	利用者工賃の向上、利用者の課題解決等を通して利用率向上を図る。
	新たに自立訓練・通所事業・短期入所の立ち上げを行っていく。
	生活介護の利用者枠拡大することで通所部門を設ける。地域の在宅障害者のための日中活動を提供、利用していただくことによる。
	地域の障害児のための相談・療育支援を行う等の新事業を立ち上げる。
	今後も利用率の大幅な向上は見込めない。
	利用者を増員し、人件費を確保したいと考えているが、作業内容からか新しい利用者の入所がない状態である。
自立支援法では、定員の150%まで在籍が認められているが、サービスの質の確保を考えると現実的とは思えない。当所は、知的障害にプラスして精神障害の要素を持ったケースが数名おり、通所率の向上も難しいものがある。いずれにしても日額性という仕組みを廃止してもらいたい。	
5 区への要望・その他	報酬の月払い化、障害認定を障害者向きに、会計事務の簡素化を国に要望して欲しい。
	利用者の方や現場で働く職員等、皆が安心して通えたり働けるように、現状以上のご配慮が欲しい。せめて今の現状の運営費や、サービスの質が落ちないような区独自の支援をして欲しい。

5 区への要望・その他	<p>事業所の利用者、サービス内容、課題等の把握に努め、必要な支援を行なって欲しい。</p> <p>レインボーワークやきららからの福祉サービス移行者のニーズなども合わせ、区としての方向性を打出し、計画に反映させて欲しい。</p>
	<p>運営費確保のためだけに利用率を上げる、登録者を増やすといったことがないように、区の補填を継続して欲しい。</p>
	<p>利用料の減免制度を導入して欲しい。就労後再利用の場合は、受給者証が「一般」になる可能性があり、これの減免制度も必要である。</p>
	<p>事務量の多さ、日中活動の忙しさでほぼ有休がとれていない。常勤3名を雇用できる安定した報酬が確保できる区のバックアップを希望したい。</p>
	<p>一般企業の特例子会社のように、区庁舎内での軽作業などを扱う部署を設け、障害者の雇用を進めるなどの施策を検討して欲しい。</p>
	<p>新事業への移行に関する情報、利用者への負担変更等の情報を区の方針を含め、できるだけ早く、情報の提供を受けたい。また、移行に向け、施設整備を含め、お互いの話し合う場を設けて欲しい。</p>
	<p>新事業移行に伴い、事業所移転の保証料や設備等への補助、家賃補助の上限額を上げて欲しい。新たな取り組みと、現在の事業を継続するために、施設運営を続けていけるよう、移行後も減収した時の保障をしてもらいたい。また、家賃補助と、交通費補助を続けて欲しい。</p>
	<p>新体系移行のための施設改修の支援が必要である。</p>
	<p>平成21年度以降も、平均通所者数が安定するまで、運営費の保証制度の存続を要望する。</p>
	<p>現在のままでの継続を希望している（運営費補助による小規模通所）。現状を変えないで欲しい。</p>
	<p>小さな施設では研修等の情報を得にくい。情報がいきわたるようにして欲しい。</p>
	<p>高次脳機能障害のため就労できず、施設利用する人が増えてきた。本人ニーズに応えるため、練馬区障害者就労促進協会での就労支援に力を入れる必要がある。</p>
	<p>居場所的な活動の場を必要としている人のため、何らかの居場所確保を行って欲しい。</p>
	<p>就労支援とは別の柱で居場所的な機能として、「地域活動支援事業Ⅲ型」を練馬区でも実施して欲しい。</p>
<p>地域利用者の送迎サービスへの補助制度を創設して欲しい。</p>	
<p>現在、具体的なものが示せないが、今後とも練馬区と連携しながら、事業運営を行なっていきたい。</p>	
<p>新たに開始する日中活動事業の地域受入れについて、希望者の紹介をして欲しい。</p>	

パブリックコメントによるご意見等まとめ

NO	分野	ご意見
計画の基本的な考え方に関すること		
1	計画理念	第一章の6計画目標の趣旨、自立とは等を拝見すると、区民として、また障害の有る子の母として、実にすばらしい区に住んでいるものだと感じ、喜びを感じる。 サービスの実施についても理念にふさわしい区であることを期待する。
2	計画理念	練馬区は「在宅を出さない」。とても心強く感じた。今後も同じ方針とは思いますが、素案の中に一言入れていただけないかと思った。 在宅を出さないためにいろいろなサービスが計画されている。上手にサービスを利用することの必要性がよくわかった。
3	意見把握	第二期計画では、関係者が自分の方から声をかけていけば、もっと充実していくように思う。皆で協力していきたい。
4	意見把握	障害児を持つ家庭では、生活に手一杯で、区への要望をまとめるとか相談に行くとかの行動に出にくいのが現状である。そのため意見として上がっていきにくいのではないと思う。児童デイや学童クラブにしても、利用したくても利用できない子どもの声は上がっていかない。 意見を十分に吸い上げるため、親の会、学校等へのヒアリングを何度もきめ細かく行ってほしい。
ケアマネジメントによる相談支援の充実に関すること		
5	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	福祉事務所、保健相談所、及び4つの地域生活支援センター、その他の場所のいずれかに高次脳機能障害の相談支援窓口を設置し、適切な相談支援をしてほしい。
6	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	3障害一緒という基本的理念はわかるが、実践的には同じ考え方ができない場合がある。「すてっぷ」はどうしても知的障害に重点が置かれる傾向があり、肢体不自由等、身体障害の分野ではこれから開設される大泉地区に期待したいと考えてしまう。 サービスの狭間にいる障害者に対することについて、計画に盛り込んでほしい。
7	障害者の総合相談窓口と地域拠点機能	地域活動支援センターI型と相談支援事業を併せ持つことの意義は「きらら」の実践から、非常に大きいものと思っている。数値には出にくいところだが、このあたりをもっと評価し、次のセンターにむけてさらに充実させてよいところと考える。
8	専門性の高い相談支援	「ケアマネジメントによる相談支援の充実」は第一期計画でも重点課題となっていて、どうなっていくのかとても楽しみにしていた。「きらら」が開設され精神障害者に対する支援は随分と充実してきた印象があるが、知的障害者に対しては「すてっぷ」が開設されたものの、現実には程遠いように認識している。練馬区での「自立」というのは、素案説明では、障害の程度に関わらず、ということだったが、すてっぷの対象となるのは自分一人でそこへ行って相談できる人、障害程度の軽い人であり、内容的には未だ至っていないと思う。 第一期では重点課題といいながら全然進んでいないと感じているが、第二期では具体的にどのように進めていくのかを教えてほしい。
9	専門性の高い相談支援	中途障害者支援の充実のため、生活支援センターに、理学療法士、作業療法士、言語療法士を配置してほしい。

10	専門性の高い相談支援	高次脳機能障害のための日中活動の場として、地域生活支援センターの利用を希望している。リハビリや認知訓練のプログラムを実施するために、職員のほかに、作業療法士、理学療法士、言語療法士やソーシャルワーカー、また、嘱託で支援していただける医師などの協力を得ることは可能か。 また、そういった施設を家族がピアカウンセリングやレスパイトで利用することは可能か。
11	専門性の高い相談支援	成年後見制度については、知的障害の手帳を持っている人は障害程度にかかわらず全員が対象である、という認識をしっかりとってほしい。
12	専門性の高い相談支援	触法障害者への対応について触れられていない。
13	ライフステージに応じたケアマネジメント	高次脳機能障害は、障害の特性上、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要だと言われている。保健、福祉、医療、企業等の連携が重要との観点から具体的な対策はあるか。 特に、地域の医師やリハビリ、心理スタッフなどの高次脳機能障害に対応可能な人的資源の掘り起こしを、区が主体的に行ってほしい。
14	ライフステージに応じたケアマネジメント	聴覚と知的の障害を持つ子がおり、特例子会社で働いている。 コミュニケーションが大きく阻害された中で就労継続するには親子とも大変な思いをしてきた。親亡き後を考えると不安でたまらない毎日である。一般就労をすることが夢、のような話をされる方もいるが、就職した後がとて大変であり、本人の努力だけでなく、家族や勤務先のフォローがあってこそようやく継続できるということを認識していただきたい。 そのような中で地域生活支援センターには大きな期待を寄せている。障害者が地域の人と本当の意味で交わりながら生活できるような場にしてほしい。
サービスの質の確保に関すること		
15	適切なサービス提供とモニタリングの実施	障害者地域自立支援協議会に期待しているが、開催回数が年2回というのは非常に少ないと感じる。
16	サービス提供事業者への支援、福祉人材の確保・育成支援	団体ヒアリングからの課題として、サービスの向上、事業者全体のレベルの向上という意見があった。第一期計画では「各民間事業者の自己努力」という回答だったが、今後、区としてはどのような対策を考えているか。
17	福祉人材の確保・育成支援	グループホーム等を運営するNPO法人である。 福祉人材の確保が困難である。
法内事業への移行と機能の充実に関すること		
18	多様なニーズに応えられるサービス整備	高次脳機能障害者が、地域でいきいきと暮らすには、障害に対する正しい理解が必要である。高次脳機能障害者の支援は難しい、手がかかると受入れを控える施設がないよう、区が主体となって一層の普及啓発をしてほしい。

19	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>地域移行ばかりでなく、施設での生活についても目を向け、障害特性にあわせた柔軟なサービスを検討してほしい。障害特性にあった老人ホームや施設の設置を考えてほしい。</p> <p>知人の高齢夫婦について、夫婦のみで在宅で生活していますが、妻は認知症が進んでいる。夫は元気だが、聴覚障害がある。このような夫婦が一緒に入所できる施設はあるか。</p> <p>過去に聴覚障害者が老人ホームに入所した際に、他の入所者、職員とコミュニケーションがとれず、とても寂しい思いをしたということも聞いている。聴覚障害者が介護施設等に入所した場合に、日常的に手話通訳者を配置してほしい。</p>
20	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>短期入所について、医療的ケアの必要な方が増えてきている中で、対応できる施設は遠方にしかない。区内の資源を活用しながら、対応できる場所の拡充を望む。</p>
21	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>ALS患者である。療養介護について具体的な取組み、基本方針を出してほしい。自分は入院が必要な状態だが、どこにも受け入れてもらえない。</p> <p>順天堂練馬病院と連携し、先駆的取組みを行ってほしい。</p>
22	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>神経性の難病である。症状が進んだ場合の受け皿についてどう考えているか。入所を含めて検討してほしい。</p>
23	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>退院促進支援事業が進むことで地域生活に移行する方が今後増えると考えられる。自宅以外に出かける場所がある、家族以外の誰かと話をできる場所があるだけでも回復に向けて大きな意味があり、地域活動支援センターⅠ型以外にも、小規模で、なおかつ豊玉や石神井以外の地域に居場所があれば、気軽に利用しやすいのではないかと考える。また、身近な場所にⅢ型があることで、近隣地域住民に対しての啓発や交流を展開できる可能性が広がる。退院促進事業の進捗状況を考慮すると、もっと早い段階でⅢ型を設置することが求められていると思う。</p>
24	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活」につながる旨を、Ⅲ型のあり方の方向性にも盛り込んでほしい。</p>
25	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>(地域活動支援センターⅢ型について)</p> <p>「個別給付事業への移行が難しい小規模施設の移行先」とありますが、“Ⅲ型事業＝移行できない施設の受け皿”という消極的な位置づけにも受け取れる。居場所、地域住民との交流、地域への情報発信など、地域に根ざした場ならではの利点を生かした、自立支援法の枠にとらわれず地域社会を変えていく可能性をもった、より積極的なものとして位置づけることはできないか。</p>
26	多様なニーズに応えられるサービス整備	<p>作業所をたくさん作り、前向きな生活になるといいと思う。</p>
27	区立施設のあり方	<p>心身障害者福祉センターにおける医療的ケアへの対応に触れていない。これは、センターの事業内容自体が、自立支援法に含まれないためなのか。都の重心事業もまだ自立支援法に規定されているものではないので、センターも区立施設として同等の取り扱いをしてほしい。</p>

28	区立障害者施設のあり方の検討	<p>福祉園の生活介護について。区立7園の外に、4月から民営の練馬福祉園で通所部門が始まると聞いている。</p> <p>民間委託はしても区立である以上、その都度、適切な対応ができるよう入所者の把握に努めてほしい。また、民営であっても区立と同列の扱いで入所決定を行い、「民間丸投げ」とならないよう努めてほしい。</p>
29	区立施設のあり方	<p>福祉園については生活介護事業化の予定とあるが、立派な建物であり、障害児者にとって安全に使い易い施設と体制なので、もっと飛躍的な有効利用を希望する。</p>
30	区立施設のあり方	<p>逼迫した現在の中・高生を始めとする放課後や長期休暇に行き場の無い、多くの子どもにとって、各福祉園の有効利用が切実である。そしてまた、特別支援学校の小学部生徒にとっては、将来的にそこで過ごすかもしれない場所に早くから馴染んで、行き慣れておくことが大切でないわけではない。</p> <p>特別支援学校に、小学部一年生から通う自閉症の子や、多くの知的障害児にとって、そういう日々の積み重ねの経験は将来大きく物を言うと思えるので、現在の記述に加えて、「福祉園については、更に今後の事業化の中で日中活動時間の延長等のサービス内容の見直しが始まるべき現状に有り、そうした中での地域交流の時間としての、地域障害児の放課後事業との連携等、施設の目的内利用による有効活用に向けて前向きな検討が必要です。」と記載してほしい。</p>
精神障害者施策の充実に関すること		
31	退院可能精神障害者の地域移行	<p>退院促進事業におけるショートステイは宿直が義務付けられていないが、地域居住の方のショートステイは宿直が必要である。この違いを教えてほしい。</p>
32	地域生活を支える支援体制の整備	<p>3障害平等に、という自立支援法の下、精神障害者に対する施策は格段の進歩、改善がなされたと感じている。今後は精神障害の早期発見・支援についても検討をしてほしい。</p>
33	地域生活を支える支援体制の整備	<p>精神のグループホームを運営しているが、居住者の高齢化が進んでいる。通過型施設の特性上、3年で退去しなければならないが、区内の老人ホームに問い合わせたところ精神障害者という受け入れてもらえない。民間アパートでの生活も困難な年齢、状況があり、次の行き場所に不安を持っている。</p> <p>このような方々を受け入れる高齢者グループホームの設置も考えてみたが、練馬区の許可はおきるか。</p>
障害児支援の充実に関すること		
34	(仮称) こども発達支援センターの整備	<p>(仮称) こども発達支援センターの設置について、利用しやすい、フットワークの軽い「センター」であることを目指してほしい。</p>
35	(仮称) こども発達支援センターの整備	<p>(仮称) こども発達支援センターの機能はどのようなものか。知的障害だけでなく精神障害についても対応できるような機能はあるか。</p>
36	(仮称) こども発達支援センターの整備	<p>幼い頃に病名・障害名をいただくことは親としてとても苦痛である。「気づき」があってから初めて病名・障害名をいただくことが非常に大事なことだと思っている。(仮称) こども発達支援センターがそのような場である、ということを入れてほしい。</p>

37	家庭生活を支えるサービスの整備	児童デイにおける学童の割合については、「学童は学童クラブに」という見解を聞いたことがあったが、現実に学童クラブにはそこまでの体力はない。スクールバスでの往復以外に家から出ない学童もいる。
38	家庭生活を支えるサービスの整備	障害児の生活サポートについて、この場合はこちら、こんな時はあちら、と細切れではなく、生活全体をサポートしてくれる場所があると親も子も安心できて良いと思う。
39	家庭生活を支えるサービスの整備	区立福祉園を借りて活動している。保護者にとっては、福祉園を使うことで、発作や怪我の際に保健室があること、看護師等の医療の専門家がいること等、多くの安心感がある。 区の障害児放課後施策についてももう少し詳しく教えてほしい。
40	家庭生活を支えるサービスの整備	重度障害児（肢体不自由児）の放課後活動について。主に福祉園を利用しているが、他団体と申し込みが重複すると抽選になったりで、活動拠点探しに苦慮している。特に長期休暇時はとても厳しい状況である。
41	家庭生活を支えるサービスの整備	「○ 日中一時支援については・・・区内での実施事業所が少ない現状があります。」という記述では、現実の親子の今の苦しみには、はるかに届かないので、「加えて知的障害や発達障害の利用児の障害の状況によっては、見守りのみの事業所では、自身の活動の場や居場所としては利用に不適切である、という現状も有ります。」「また、知的障害や発達障害の重度から中度の中学生・高校生には、家族から離れての放課後の居場所はほとんど確保されない現状の中、さらなる発達の為には定期的・規則的に自身に適切な放課後や余暇を過ごす居場所を必要とする現状があります。」と記載してほしい。
42	家庭生活を支えるサービスの整備	「（略）一方、障害児をもつ家族からは・・・整理を行なう必要があります。」という記述では、区内の、やる気の有る団体の存在が省かれていると感じるので、加えて、「本人及び家族のこれらの逼迫した放課後等への対応として、区内で放課後に対応する事業を開始する意欲を現在持っている団体との連携を大切に、開所に向けての予算やサービス内容等の整備を、早急に行なう必要があります。」と記載してほしい。
43	家庭生活を支えるサービスの整備	「○ 日中一時支援と児童デイサービス、緊急一時保護の機能の整理を行い、必要なサービス量を確保していきます。」については、これでは、自身に使えない内容のサービスが増えても、本人や家族にはなんの恩恵にならないという点で心配である。更に、現実はどこで何が行なわれるかも不安なので、「また、利用児に必要とされている内容をも十分に考慮した、質も量も両方について、必要なサービスを確保して行きます。」「加えて、放課後や長期休暇に対応する事業を開始、継続する能力と体制を持つ区内団体とは連携をとり、必要な打ち合せを行なって、現実的に迅速な事業開始の確保をして行きます。」と、記載を加えてほしい。
障害者就労支援の強化に関すること		
44	就労と生活面のマネジメント	生活面の安定のために検討されていることはあるか。
45	定着支援、企業支援の強化	障害者雇用促進法で「知的・精神障害者の雇用率を2%以上にせよ」と定めがあったと思う。区外の運送会社や衣料メーカーで積極的に障害者の雇用を進めていると聞いている。区が各企業とタイアップすることで障害者の就労先の提供ができないか。
46	定着支援・企業支援の強化	都や区に、職員として尚一層の採用をしてほしい。特に、特別区への点字受験と採用に、特段のご配慮をしてほしい。

47	定着支援・ 企業支援の 強化	企業へは、ITに習熟した人を採用してほしい。
48	定着支援・ 企業支援の 強化	鍼（はり）やマッサージの技術をいかし、企業の方の健康維持のために、「ヘルスキーパー」として、採用してほしい。区が後押ししてほしい。
49	就労支援 ネットワークの 強化	精神障害者の母親である。子は就労希望があり、クローズで働いたことはあるが一般就労ではストレスが多く、3か月で再発してしまった。サポートがなければ働けないと思い練馬区障害者就労促進協会へ行ったが、促進協会は就職先を斡旋する場ではなく、履歴書の書き方や就労準備訓練を行う場であるとのことで、ハローワークへ行くよう言われた。本人は障害をオープンにして働くことには抵抗があるが、親としては、再々発の心配をしている。就労継続をしっかりとサポートしてもらえる方法を行政で考えてほしい。
50	就労支援 ネットワークの 強化	視覚障害者の就労支援についてはほとんど触れられていない。どのような観点から就労支援対象としているのか、その基準を示してほしい。大学を卒業していても就労できていない視覚障害者が大勢いる。一人でも多くの障害者が働けるよう支援してほしい。
51	就労支援 ネットワークの 強化	発達障害や高次脳機能障害者の支援方法の確立、就労ニーズに応えられる体制作りとは、具体的にどのような方法が考えられるか。
52	就労支援 ネットワークの 強化	自立支援法の最終的な目的は、どのような障害であれ、就労することによって社会とつながり自立することだと思う。しかし、精神障害の場合は症状が不安定なため、本人に就労意欲があっても、ときに大きな壁につきあたることもある。継続的な就労ができるためには手厚いセイフティネットの充実が必要である。そのためには、当然、国の支援も求めていくべきだと思うが、まずは当事者たちが地域で人間らしく生きていける差別のない社会実現のため、理解と支援を心からお願いしたい。
53	就労支援 ネットワークの 強化	作業所は仕事が出来て友人がいる唯一の場である。通い続けるためにも、作業所の仕事を区で探してほしい。工賃が安いと意欲が出てこないので、工賃を上げてほしい。
54	就労支援 ネットワークの 強化	作業所工賃が時給100円は安すぎる。
地域移行に関すること		
55	グループ ホーム・ケ アホーム	ケアホームが不足している。また、見学をした上で入所に不安を感じられる方も多くいる。「体験的に利用することにより円滑に移行できる体制を整えていきます」という方策はとても嬉しく感じる。 しかし、運営側としては経費面でとても難しいとも感じるので、計画が円滑に進むようにしてほしい。 障害の重い人も地域で自立して生活するためには、生活を取り巻く多くの場面で安心できる資源がなければ、と思う。
56	グループ ホーム・ケ アホーム	グループホーム等を運営するNPO法人である。 財政的にとても苦しいのだが、金融機関からの貸付を受けられない。



57	グループホーム・ケアホーム	地域移行の方針と現状は大きくかけ離れていると感じている。障害区分5の娘は東京近郊、関東一円のグループホーム、ケアホームの入所はまず無理と言われ、東北地方の施設の空きを待っている。 将来的に障害区分5の人が入所できるグループホームやケアホームはできるのか。また、入所するための方法、具体的なシステムを明示してほしい。
58	グループホーム・ケアホーム	グループホーム、ケアホームは区内に何か所くらいあるのか。
59	グループホーム・ケアホーム	身体障害者のグループホーム、ケアホームの受け入れは、考えの中にあるか。
60	グループホーム・ケアホーム	体験利用のできるグループホーム、ケアホームはどこか。
61	グループホーム・ケアホーム	収入は障害年金と作業所工賃のみ、という人が多い。親元から独立したくても家賃が高額なためアパート生活に踏み切れない。グループホームでは家賃補助があるが、アパート生活をする場合の補助はない。生活保護を受給しなくても生活できるよう、家賃補助を考えてほしい。
62	グループホーム・ケアホーム	就労している障害者がグループホームで生活することは経済的に困難である。余暇を楽しむための費用は一切出なくなってしまうため、親元から出せない。
63	グループホーム・ケアホーム	地域で暮らすという考え方により、施設入所からグループホーム、ケアホームへ、という流れに変わってきていると思われるが、今後、どの程度、グループホームやケアホームが整備されるのか、具体的に提示してほしい。
64	グループホーム・ケアホーム	重度障害の方の生活の場として2か所の見学をしましたが、親亡き後を支えてもらうにはとても不安を感じている。また、それ以前に、ケアホームの絶対数も不足していると感じている。
65	グループホーム・ケアホーム	それぞれの家庭の家族構成や条件により介護力に差がある。障害程度により介護量にも差が生まれる。介護量の多い親は同じ年齢でもずっとくたびれている。それだけに、障害程度の思い人に対応するケアホームの必要性は大きく、行政の積極的な後押しと具体的な支援は不可欠である。 グループホーム・ケアホーム整備費の加算補助、運営費補助、維持管理費助成の具体的な金額の提示や、開設しようとする法人に対する土地や物件の紹介・斡旋をするなど、目に見える形での積極的な支援をしてほしい。
66	グループホーム・ケアホーム	あいまいな表現も多く、具体的なイメージがわいてこない。 グループホーム・ケアホームに関する記述の欄に“比較的障害の重い方”という表現がありますが「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします」という計画目標と内容とでは、ずれがあるように思う。
67	高次脳機能障害	高次脳機能障害は専門性の高い支援が必要な障害として位置づけられているが、地域リハビリ支援センターのような構想はあるか。
68	高次脳機能障害	外出は、高次脳機能障害者にとって、脳を活性化させるとても有効なリハビリである。 行動援護、移動支援が利用できるように支援をしてほしい。
69	日中活動	生活介護、就労継続支援B型について22年度から23年度にかけて見込み数値が大きく伸びているのは何故か。

70	日中活動	日中活動の場と生活の場をつなぐ移手段について、考え方を教えてほしい。
地域生活支援事業に関すること		
71	コミュニケーション支援	手話講習会の告知、登録通訳者試験、養成クラス試験の告知を「ねりまほっとライン」で行ってほしい。
72	コミュニケーション支援	「ねりまほっとライン」で、区長の年頭インタビューにも、通訳・字幕をつけて欲しい。
73	コミュニケーション支援	要約筆記者の派遣制度の存続動向に注目しつつ、地域における要約筆記者、パソコン要約筆記者の地域での育成の展望について、検討してほしい。
74	コミュニケーション支援	今の手話講習会の内容の充実度は、区内でも有数のもの、素晴らしい内容であり、関係者皆様のご努力に経緯を表したい。
75	コミュニケーション支援	手話講習会の修了者数は掲載されているが、手話通訳者設置の数値がない。それぞれに掲載してほしい。
76	コミュニケーション支援	コミュニケーション支援について、資源があるにも関わらず周知されていないため、不便な思いをしている障害者がある。特に、要約筆記は知られていないため、行政でより周知に努めてほしい。
77	コミュニケーション支援	加齢に伴い聞こえにくくなってきた方、それに加えて身体的にも支援の必要になってきた方々に対してのこれからの対応をどのように考えているか、教えてほしい。
78	コミュニケーション支援	素案説明会に手話通訳・要約筆記があるかどうか、区報・HPのどこにも記載がなく、問い合わせるまでわからなかった。区の他の事業についても必ず手話通訳・要約筆記を用意し、その旨を周知してほしい。
79	コミュニケーション支援	手話通訳設置事業について。 行政各所に手話通訳を置くことについて、計画に入れてほしい。
80	コミュニケーション支援	要約筆記サークルとして聞こえや補聴器についての講演と相談を毎年行っているが、「もっと身近な場所で実施して欲しい」という意見を受けている。この事業を1サークルのものとしてではなく、区の事業として保健相談所単位で実施してほしい。
81	コミュニケーション支援	視覚障害者であるが、今回の素案のような資料は事前に点字やSPコード付きのものを用意してほしい。SPコードが困難であればHPに掲載してほしい。事前に読み込んでもらえれば意見も言いやすくなる。
82	コミュニケーション支援	ALS患者で発語ができない。コミュニケーション支援についてどのように考えるか。
83	移動支援	視覚障害者に対する入院時のガイドヘルプは欠かせないものとして以前より要望しているが、改善がみられない。引き続き要望する。

その他		
84	制度	就労継続支援B型の利用者の範囲について教えてほしい。新体系に移行した後、知的障害を持つ息子が通所継続させてもらえるのか、年齢的な衰えなどで障害が重くなっていったらどうなるのかと、とても不安である。
85	制度	親の収入に応じて利用料をとられると、通うのにマイナスになる。
86	制度	作業をしているのに、どうして利用料をとられるのか？
87	制度	自立支援法によって、年1回、医者の診断書を提出することになった。お金がかかって生活の負担になっている。どうかこの制度を見直してほしい。
88	協働	説明会に参加したところ、複雑で重い課題が多く、それに対して練馬区の参加して下さった職員の方々の対応、答えはとても勉強になり、自分自身勉強が足りず（難しい言葉などが多く）これから少しずつ勉強していきたいと思った。
89	協働	私どもの施設も、区と連携し地域のニーズにこたえていけるよう、方向性を検討中である。何ができるかを一緒に考えていけると良いと思っている。
90	協働	特別支援学校・学級との連携、協力について触れられていないと思う。
91	財政	計画には各サービスの充実をうたっているが、現在は予想以上の大不況のため、税収の減少は避けられないと思う。サービスの減少等、計画に対する影響を教えてほしい。

## 第二期障害福祉計画策定にかかる、障害者地域自立支援協議会からのご意見

- ケアホームは、計画目標数値を上回った利用がされている。目標を上回って利用しているのは望ましいことであり、ここは目標値の修正をすべきである。適切な目標設定のために、実態を伴った数字を今後上げていく必要がある。
- 移動支援を利用する人は、福祉園等が終わってからなど、利用時間が集中しがちであり、事業者としては従事者の確保等対応に苦しいものがある。複数の利用者に対してヘルパー1人で支援といった形態なら、もう少し対応できることもある。
- 小規模作業所等が法内事業に移行できない理由は、大きな課題を抱えているからと考えられる。障害者計画の中でも、区として法内事業体系に移行することを支援すると謳われていることもあり、今ある作業所などの社会資源を減らさないことを基本にし、不足するサービスの議論を経て、当事者が選ぶことのできる資源の数と種類が明確になることが望ましい。
- 区民に計画について理解していただくためには、実績値等の推移、傾向、その背景等をわかりやすく提示し、改定にあたり、検討の要点はどこなのかを示す必要がある。